

# 温泉地域研究

第28号

2017年 3月

## 論文

- 雲仙温泉における明治期の古写真に関する考察とその活用  
..... 岡山俊直・中村泰尚 (1)
- 温泉掘削の不許可処分をめぐる行政訴訟と温泉資源保護の関係  
..... 布山裕一 (13)

## 研究ノート

- タイ北部・チェンマイ県における温泉観光開発  
..... 浦 達雄・小堀貴亮・アナウッドチョサップ・  
パンティラー シンタイポップ (23)
- フランスの温泉 現状と課題 ..... ジュアンドヤスコ (31)

## 温泉裁判例研究

- 配湯権の明認方法を認めた事例 ..... 清水恵介 (39)

## 講演・報告

- 群馬県の温泉資源の現況と特色 ..... 酒井幸子 (47)
- 60周年を迎える猿ヶ京温泉と周辺温泉地の観光状況 ..... 持谷明宏 (52)

## 書評

- 石川理夫著：『本物の名湯ベスト100』..... 谷口清和 (56)
- 飯島裕一著：『温泉の秘密』 ..... 長島秀行 (57)

- 学会記事 ..... (58)

# 雲仙温泉における明治期の古写真に関する考察とその活用

## Study on Old Photographs of Unzen Hot Spring in Meiji Era and its Practical Use for Tourism

岡山 俊直\* 中村 泰尚\*\*  
Toshinao OKAYAMA Yasuhisa NAKAMURA

キーワード：雲仙温泉 (Unzen hot spring) ・明治期 (Meiji era) ・古写真 (old photograph) ・デジタルミュージアム (digital museum)

### 1 はじめに

長崎県の島原半島の中心に位置する雲仙温泉(図)は、非常に歴史の古い温泉で、最古の記録は713(和銅6)年に編纂が命じられた『肥前国風土記』だという<sup>1)</sup>。雲仙温泉は、かつて横浜と並ぶ日本の玄関口であった長崎から数時間で訪問できる、夏季でも冷涼な山岳温泉地であった。そのため雲仙温泉は、江戸末期に最初の西洋人が訪れて以来、明治～昭和初期には、長崎在住の西洋人のみならず、上海、香港、ウラジオストックなどに駐在していた西洋人が長期滞在する避暑地として賑わった。この時代を雲仙温泉の「避暑地時代」と言う。雲仙温泉は、明治時代から西洋人の避暑地として発展してきたという大きな特徴を持っているのである。

池永は、外国人避暑地という歴史を雲仙温泉の観光資源の1つに位置付けている<sup>2)</sup>。また、地元の観光協会等が中心となって2011(平成23)年に作成した雲仙温泉の活性化プランである『雲仙プラン100』においては、雲仙の“一押し資源”の1つとして、「避暑地時代」という歴史が挙げられている<sup>3)</sup>。さらに、岡山は、雲仙温泉の「避暑地時代」に関する英文資料から得られる情報の観光への活用を提案している<sup>4)</sup>。「避暑地時代」を観光資源として具体的に活用するためには、文献資料と同様に画像資料も有効と思われる。

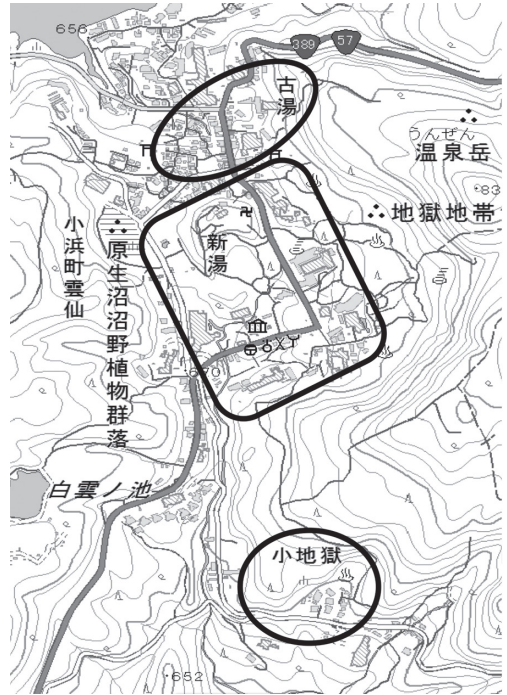


図 雲仙温泉における3つの温泉場の位置関係  
(注) 国土地理院の電子地形図に古湯、新湯、小地獄の位置を示す囲みを追記して掲載。

江戸末期に最初の西洋人が訪れ、明治前半からは多くの西洋人が訪れていたという性質上、雲仙温泉には、他の温泉地や観光地に比べて多くの古写真が残されていると考えられる。しかしながら、雲仙温泉の「避暑地時代」における写真資料は、十分に研究されている

\*福岡女子大学 (Fukuoka Women's University)

\*\*雲仙天草国立公園 雲仙ビジターセンター「雲仙お山の情報館」(Unzen visitor center)

とは言い難い。一例を挙げるなら、長崎大学附属図書館『幕末・明治期日本古写真メタデータ・データベース』（以下、『長崎大学古写真データベース』）には、撮影地を「長崎」で検索すると800枚以上の写真が登録されているのが分かるが、雲仙温泉に関しては、4枚の横浜写真（後述）と、5枚の絵葉書が登録されているのみである。また、長崎市内においては古写真の解説本が多く出版され<sup>5)～13)</sup>、撮影者、撮影場所および撮影年代に関する研究も進んでいるが、長崎市から陸路で50km程度しか離れていない雲仙温泉の写真を扱ったものは非常に少ない。現状で、雲仙温泉における明治期の古写真の全容は全く解明されていないのである。

本稿では、雲仙温泉における明治期の古写真のうち、特に横浜写真の撮影場所、年代および撮影者の分析を行うと同時に、未だに発見されていない雲仙温泉の横浜写真についての考察を試みる。また、本研究によって発掘された1899（明治32）年の雲仙温泉の写真を収めた個人のアルバムについても分析する。その上で、これらの明治期の画像資料の活用方法を提案したい<sup>14)</sup>。

## 2 雲仙温泉の横浜写真

横浜写真<sup>15)</sup>とは、明治初期から明治30年代にかけて流行した手彩色の鶏卵紙写真である。この時代、写真の撮影は主にプロの写真師の仕事であり、西洋人であっても自分で写真を撮るアマチュアカメラマンは、まだ少なかった。そのため、横浜写真は、この時期に日本を訪問した西洋人にお土産として購入された。また横浜写真は、当時の日本にとって外貨獲得のための重要な輸出工芸品でもあった。1900（明治33）年に私製葉書の発行が認められると、それまでの横浜写真の役割は、安価な絵葉書に急速に取って代わられたが、横浜写真は明治初期から明治30年代頃の日本の風景を今に伝える貴重な資料となっている<sup>16)～18)</sup>。横浜写真については、その撮影

者（もしくは撮影スタジオ）の特定が困難な物が少なくないが、写真に付けられたキャプションの表記方法（頭にアルファベットが付くか否か、数字が付くか否か、綴りの大文字／小文字等）がヒントになる<sup>19)</sup>。そこで、雲仙温泉における横浜写真をキャプションの表記別に分類し、以下に記述する。

### (1) キャプションが「アルファベット+算用数字+全て大文字の表題」

「A195 UNZEN KOJIGOKU AT NAGASAKI.」（写真1）は、キャプションに「KOJIGOKU」とあることから、現在の小地獄（こじごく）を連想させる。これと全く同じ写真が、1900（明治33）年の時点で既に雲仙温泉を訪問した米国人の自伝に「"KOJIGOKU" AT UNZEN」として掲載されている<sup>20)</sup>。また、最近でも、これらの写真は、雲仙温泉の小地獄として紹介されることが多い<sup>21) 22)</sup>。さらに、地元である雲仙温泉のホテルにおいても、この写真が「明治期の小地獄」と称してロビーに展示されている例が見られる。

しかしながら写真1は、山の稜線から、また拡大すると左奥に温泉神社の社殿が写っていること、大叫喚地獄の湯けむりの位置が一致することなどから、小地獄ではなく新湯で撮られた物であることが分かる（写真2）<sup>23)</sup>。この付近が小地獄と呼ばれたことはないの



写真1 「A195 UNZEN KOJIGOKU AT NAGASAKI.」

（注）長崎大学附属図書館収蔵。



写真2 上：写真1の部分拡大、下：現在のゆやど雲仙新湯裏の斜面から北側を撮影  
 (注) 白○は温泉神社の社殿、矢印は大叫喚地獄の湯けむり。

で、キャプションの「KOJIGOKU」は誤りである。

「A193 UNZEN OJIGOKU AT NAGASAKI.」(写真3)のキャプションの「OJIGOKU」は、大地獄という漢字を連想させるが、雲仙温泉における最初の本格的西洋人向けホテルである下田ホテルが写っていることから、現在の小地獄であることが分かる。画面手前は深い谷になっており、この部分が埋め立てられる前の写真である。なお、現在の雲仙温泉に、大地獄という地名はないが、ジョン・マレー社の『A Handbook for Travellers in Japan』では、古湯を Ōjigoku と表記している<sup>24)</sup>ことから、当時は大地獄という言葉が使われていたのかもしれない。

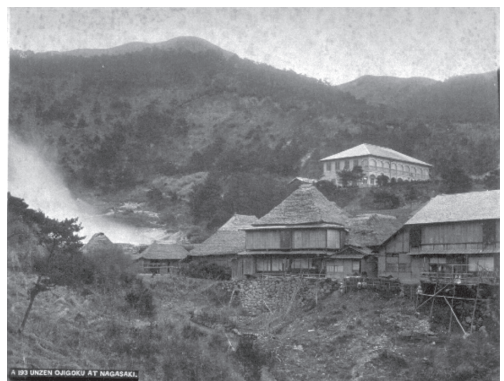


写真3 「A193 UNZEN OJIGOKU AT NAGASAKI.」  
 (注) 長崎大学附属図書館収蔵。



写真4 「H19 UNZEN.」  
(注)長崎大学附属図書館収蔵。

「H19 UNZEN.」(写真4)は、建物が写っていないこと、また地獄の位置や湯煙の様子が今とは異なっていること、さらに現在では地獄の中に遊歩道が整備されていること等から、現在とは大きく風景が変わっているため場所が分かりにくい。背後の山の稜線から、お糸地獄の北側から八幡地獄を見下ろしたものである。中央左寄りの茂みの奥には温泉神社が見え隠れしている。

(2) キャプションが「算用数字+全て大文字の表題」

「1159 SHIMODA HOTLE (原文ママ) UNZEN AT SHIMABARA.」(写真5)<sup>25)</sup>は、中心に下田ホテルを据えて、小地獄の全景を

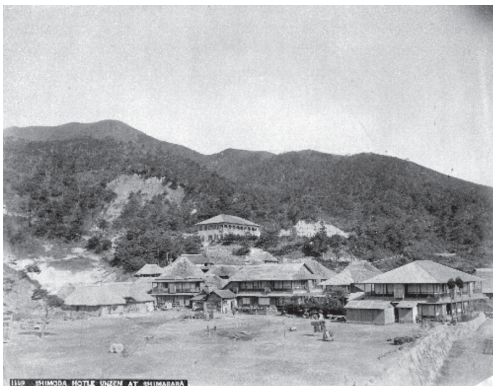


写真5 「1159 SHIMODA HOTLE UNZEN AT SHIMABARA.」  
(26.5 cm × 20.5 cm、鶏卵紙プリント)



写真6 「263 UNZEN HOT SPRING.」  
(25.8 cm × 19.7 cm、鶏卵紙プリント)

捉えている。写真3では、深い谷であった場所が埋立てられていることから、撮影年代は写真3の後である。埋立地に全く草が生えていないので、埋立直後と思われる。また、1906(明治39)年に焼失した下田ホテルが写っていることからこの年以前の撮影である。

「263 UNZEN HOT SPRING.」(写真6)は、これも現在とは地獄の風景が大きく変わっているため場所が分かりにくい。背後の山の稜線から、お糸地獄付近から八万地獄方面を見下ろした写真である。左端の茂みの上に温泉神社の屋根が見えている。

(3) キャプションが「全て大文字の表題」

「HOT SPRING, SHIMABARA.」(写真7)は、小地獄を山側から捉えた写真である。下田ホテルの周辺には、建築資材のような物が散乱していることから、下田ホテル創業1887(明治20)年頃直後の可能性がある。

「SHINYU, UNZEN.」(写真8)は、絵葉書の写真であるが、宛名面に通信欄が無いことから、1800(明治33)年～1907(明治40)年に発行されたものである。この時代は、横浜写真を複写して絵葉書を作ることも多かった<sup>26)</sup>こと、またキャプションの体裁が横浜写真に一致するため、横浜写真の複写と思われる。この写真の場所は、その後地面が大規模に埋立てられて、現在とは地形が大きく変わっているが、やはり背後の山の稜線から、



写真7 「HOT SPRING,SHIMABARA.」  
(26.6 cm × 21.4 cm、鶏卵紙プリント)



写真8 「SHINYU, UNZEN.」  
(注) 絵葉書(写真部分のみ)。

現在の雲仙温泉観光協会前付近から東向きに撮影したものであり、この建物は現在のゆやど雲仙新湯の場所と思われる。

### 3 雲仙温泉における横浜写真の撮影者等に関する考察

分析の結果、雲仙温泉における横浜写真は、キャプションによって以下の4種に分類できる。

- (1) キャプションが「アルファベット+算用数字+全て大文字の表題」(写真1、3及び4)

Bennettは、これらを「Unidentified Number Groups」に分類し、撮影者を特定していない<sup>27)</sup>。森は、頭のアルファベットがAで始まる物は1890(明治23)年の晩秋から1891(明治24)年の初頭に、Bで始まる物は明治31年の夏に、GとHで始まる物は1887(明治20)年～1898(明治31)年の間に小川一真スタジオによって撮影された物と推定している<sup>28)</sup>。一方、高橋<sup>29)</sup>は、これらの写真は、長崎と神戸に写真館を開業していた為政写真館の撮影と推測している。現時点では、これらの写真の撮影者(スタジオ)は未詳としておきたい。

頭のアルファベットがAで始まる物は、『長崎大学古写真データベース』にも多く収蔵されている。それらは、A125～A177が

長崎市内、A178が小浜、A180が茂木、A182～A185が長崎市内、A190が茂木、A192が長崎市内、A193が雲仙温泉(写真4)、A195が雲仙温泉(写真1)、A201～A208が長崎市内となっており、番号の順番が地域的なまとまりを持っているのが分かる。長崎市内の風景に挟まれた未発見のA194、A196、A198、A199、A200に雲仙温泉の写真が含まれる可能性がある。

また、頭のアルファベットがB、G、Hで始まるものについては、発見されている枚数が少ないため全貌が判然としないが、H19(写真4)以外にも雲仙温泉が含まれている可能性は当然ある。

- (2) キャプションが「算用数字(1100番台)+全て大文字の表題」(写真5)

Bennettによると<sup>30)</sup>、キャプションの頭にアルファベットが付かず、かつ1100番台が長崎の写真に割り当てられているのは、江崎礼二スタジオのみであることから、1159という番号を持つ写真5は、江崎礼二スタジオの作品である可能性がある。

- (3) キャプションが「算用数字(200番台)+全て大文字の表題」(写真6)

Bennettによると<sup>31)</sup>、キャプションの頭にアルファベットが付かず、かつ200番台が長崎の写真に割り当てられているのは、江南信國スタジオのみである。同書によると、

200から268までが長崎の写真である。また「キャプションの頭にアルファベットが付かない200番台の長崎の写真」は、『長崎大学古写真データベース』にも多く収蔵されているが、これらのキャプションはBennettのリストに記述されたものと一致する。森は、これらを江南信國が1891（明治24）年頃に撮影した物と想定している<sup>32)</sup>。Bennettの指摘<sup>33)</sup>と『長崎大学古写真データベース』に収蔵されている「キャプションの頭にアルファベットが付かない200番台の長崎の写真」をまとめると、200～245が長崎市、256～259が茂木、260～261が小浜、265が雲仙、267～268が長崎市内となっており、やはり写真の番号の順番が地域的なまとまりを持っている。これらの地域的なまとまりを考えると、263という番号を持つ写真6は、江南信國スタジオの作品である可能性がある。また、小浜と長崎市内の風景に挟まれた未発見の262、264、266には、雲仙温泉の写真が含まれる可能性がある。

#### (4) キャプションが「全て大文字の表題」 (写真7、写真8)

キャプションにアルファベットや数字が付かない長崎県内の写真は、『長崎大学古写真データベース』にも何枚か収蔵されており、これらのキャプションはいずれも「撮影対象、地名.」となっており、撮影対象と地名の間にカンマが入り、最後にピリオドが付く。森は、これらを初期の小川一真スタジオの撮影と推測している<sup>34)</sup>。写真7と写真8もキャプションのスタイルは似ているが、他に有効な判断材料がないことから、これらの写真の撮影者（スタジオ）は、現時点で未詳としておきたい。

## 4 明治32年の個人アルバム

1899（明治32）年に撮影された雲仙温泉の32枚の写真を収録した個人アルバムを、ドイツの古書店から入手することができた。日本においてアマチュアの写真クラブが設立さ

れるのが明治30年代中頃からであること、横浜開港資料館が収蔵するアマチュアカメラマンによるアルバムがいずれも明治30年代のものであることから、アマチュアカメラマンが急速に増大するのは明治30年台と考えられる<sup>35)</sup>。よって、このアルバムは、アマチュアカメラマンによる初期の作品と位置付けられる。このアルバムには、最初のページに若干の手書きのメモと、各写真にやはり手書きの短いキャプションが付けられている。それによると、このアルバムに収録された写真は、1899（明治32）年に雲仙温泉を訪問したドイツ人が撮影した物である。

下田ホテルの鮮明な写真や、まだ現在の鳥居の無い温泉神社、当時の民家の様子、現在とは植生が異なる山岳風景など、他には無い貴重な写真が多いが、紙面の都合もあり、ここでは4枚だけを解説する。

写真9は、下田ホテルである。これまでも下田ホテルの写真は何枚か発見されていたが、いずれも遠景に下田ホテルをとらえたものばかりであった。下田ホテルの敷地内から撮られた写真はこれが初めての発見である。この写真の発見によって、初めて下田ホテルの建物の細部や庭の様子が分かるようになった。また、キャプションから、撮影者が宿泊したのは、1899（明治32）年9月17日から10月10日であることが分かった。



写真9 「下田ホテル、小地獄。1899年9月17日～10月10日」

(17.3 cm × 11.8 cm、鶏卵紙プリント)

(注) 1899（明治32）年、ドイツ人旅行者による撮影。

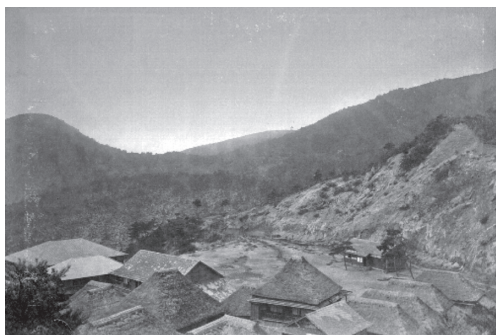


写真10 「下田ホテルのベランダから見た小地獄の民家の景色。右奥に日本人カメラマンの店」  
(17.5 cm × 11.8 cm、鶏卵紙プリント)  
(注) 1899 (明治32)年、ドイツ人旅行者による撮影。

写真10は、「下田ホテルのベランダから見た小地獄の民家の景色。右奥に日本人カメラマンの店」という手書きのキャプションが付けられている。画面中央やや下に広がる平地は、小地獄西半分の埋立地である。この写真の手書きキャプションによって、1899 (明治32)年の時点で雲仙温泉に写真館があったことが判明した。なお、左から3つ目の屋根は江戸期創業の丸登屋旅館であり、今でも同じ場所で営業を続けている。

写真11は、左が雲仙ホテル、右が高来ホテルである。新湯に西洋人向けホテルができるのは1897 (明治30)年頃からであり<sup>35)</sup>、この写真は新湯における本格的な「避暑地時代」の幕開け時の写真ということになる。写真12は、絹笠山の山頂から温泉街を見下ろした写真である (部分拡大)。中央やや左に雲仙ホテル、ほぼ中央に高来ホテル、右に新湯ホテルその他の建物が見える。

## 5 古写真の活用

### (1) 文献資料と古写真を用いた温泉街の変遷の再構築

温泉街の景観の変遷を辿るには、文献資料と同時代の古写真から得られる情報を統合することが極めて有効である。以下にその例を示す。

1884 (明治17)年に長崎市で発行された英



写真11 「雲仙ホテルと高来ホテル」  
(17.4 cm × 11.8 cm、鶏卵紙プリント)  
(注) 1899 (明治32)年、ドイツ人旅行者による撮影。

字新聞のコラムに「小地獄は20家族程が住む村だが、狭苦しい場所にあり、家屋も密集しているのでは、滞在に適した場所ではない。」という記述がある<sup>37)</sup>。現在の小地獄の風景を考えると、狭苦しく家屋が密集しているという記述には疑問を覚える。しかし、写真5や7を見れば、確かに家屋が密集しており、かつ埋立前は狭苦しい、という表現がふさわしいのが一目瞭然である。

また、1889 (明治22)年に上海で発行された英字新聞のコラムに「小地獄には新しい外国人向けホテルがあり、上海からの旅行者の多くは、このホテルに宿泊する。ただし、残念なことにこのホテルは立地が良くない。このホテルは、源泉より標高の高い場所に位置するため、村の喧騒を見下ろすことになると同時に、入浴するにはバケツで温泉をホテルにくみ上げるしかない。村から300ヤード程度下った場所にホテルを作れば、温泉の問題は解決すると同時に、より良い景観が得られたことだろう。」という記述がある<sup>38)</sup>。この記述は、正に写真7に一致する。また街から300ヤード下った場所、というのは写真7の中央奥、つまり現在の国民宿舎青雲荘付近をさしているものと思われる。

さらに1889 (明治22)年の同コラムには、「新湯には、4軒の建物があり、うち3つは和風の宿屋だが、中心にある1軒は清潔できれ



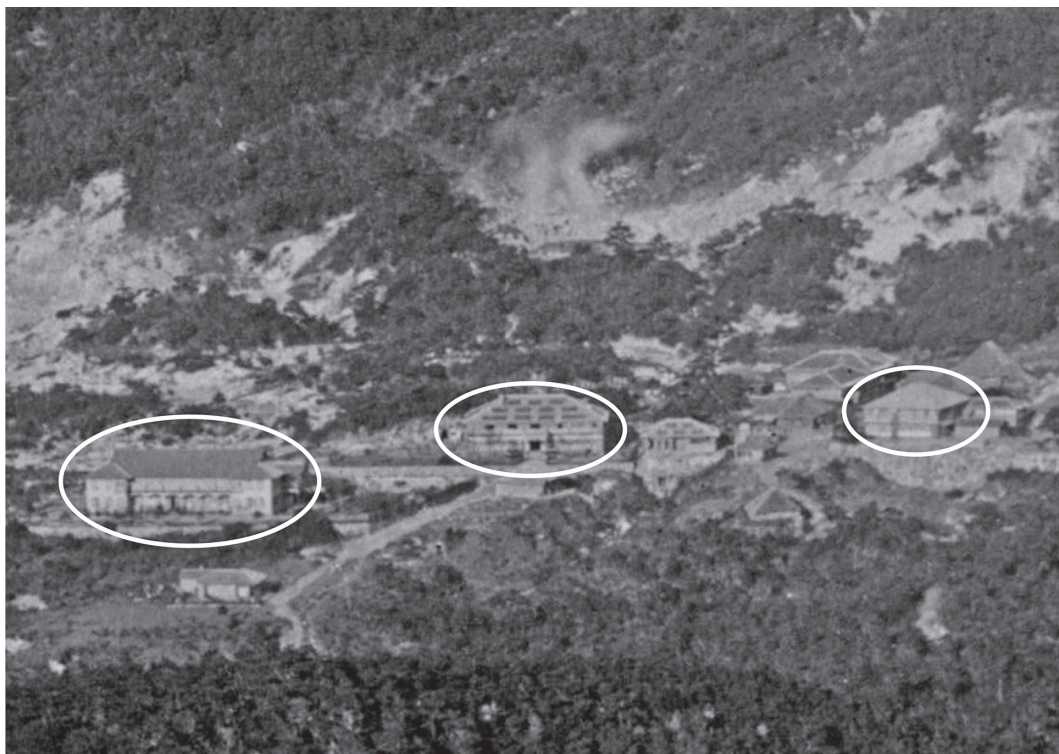


写真12 「小地獄と雲仙のパノラマ」(部分拡大)

(元写真のサイズは17.3 cm × 11.8 cm、鶏卵紙プリント)

(注) 1899(明治32)年、ドイツ人旅行者による撮影。3つの白○は、左から雲仙ホテル、高来ホテル、新湯ホテル。新湯ホテルの建物は、図9と同じ和風建築である。

いな浴場であり、外国人客専用の予約ができる。」<sup>39)</sup>という記述がある。森は、写真1の撮影を1890(明治23)年の晩秋から1891(明治24)年の初頭と推定しているが<sup>40)</sup>、このコラムの執筆年代に非常に近い。これらの写真には確かに4軒(うち3軒が茅葺で1軒が瓦葺)の建物が写っている。

残念ながら、現時点でこれらの建物が宿屋なのか、共同浴場なのか、外国人用の浴場が写っているのか等は不明であるが、明治20年代の新湯には、西洋人向けの洋館は無く、西洋人向けの避暑地というには程遠い風景であったことが分かる。しかし約10年後には、2軒の西洋人向け洋館が並び(写真11、写真12)、新湯における本格的な「避暑地時代」が始まるのである<sup>41)</sup>。

これまでに筆者が発見した新湯ホテルの最

も古い記録は1897(明治30)年である<sup>42)</sup>が、同年の旅行記<sup>43)</sup>では、新湯ホテルを準洋式(semi-foreign)に分類している。また、1899(明治32)年のガイドブック<sup>44)</sup>では、新湯における洋式ホテルとして高来ホテルと雲仙ホテルの2つを挙げ、新湯ホテルは含まれていない。

その理由は、写真11と12を見れば分かる。1899(明治32)年の時点で、高来ホテルと雲仙ホテルは建物が洋館であるのに対して、新湯ホテルは洋館ではなく、和風の建物なのである。文献資料と古写真からの情報を合わせると、1897(明治30)年頃に新湯に開業した西洋人向けホテルのうち、高来ホテルと雲仙ホテルは最初から洋館として創業し、新湯ホテルは和風旅館が1899(明治32)年以降に洋館に建て代わったものであることが分か

る。

さらに、本研究によって、1899(明治32)年の時点で雲仙温泉に写真館があったことが判明した。この写真館は誰の経営によるものであろうか。関は、「雲仙における写真の元祖は、島原の中島氏である。雲仙に外人が雲集するけれども、風景を知らしむるの機関無きを遺憾として、初めて風景写真を発行して外人の便宜を図り、かつ雲仙の風景を知らしむることに尽くしたのは氏である」と記述している<sup>45)</sup>。ここでいう中島氏とは、上野彦馬の弟子である中島寛道と思われる。中島寛道は、福井県の生まれであるが、1870(明治3)年に熊本で写真館を開業、その後1882(明治15)年に島原に移転している<sup>46)</sup>。写真9の写真館は、島原の中島写真店の支店であった可能性を指摘しておきたい。

明治中期の風景を写真と文章で視覚的に再構築できることは、雲仙温泉の大きな特徴なのである。

## (2) フィールドミュージアムの提案

筆者は、2015年と2016年の秋に、福岡女子大学環境科学科国際環境政策履修コースの野外実習の一環として、事前に雲仙温泉の歴史や自然を学習した上で、雲仙の温泉街において、学生に古写真を配布し、温泉街を歩きながら古写真の撮影場所を探し、「同じアングルで写真を撮ってくる」という実習課題を課した。学生には概ね好評であった。やはり、画像資料は文献資料以上に大きなインパクトを持っている。

一方、最近ではデジタルデータを用いたフィールドミュージアムを観光に取り込む例が多く見られる。一例を紹介する。鈴木らは、函館市において古写真を利用した拡張現実感用コンテンツを開発している<sup>47)</sup>。このコンテンツでは、函館の街を対象に、実際の風景に重ねて提示されたタグを通じて、主要な観光名所・施設の解説や、風景に関連した古写真・動画などを閲覧できる。その中の一機能として、古写真の撮影ポイント当てクイズが

含まれており、観光客に好評だという。川嶋は、「歴史・文化財資料をデジタル化し歴史・文化の記録を顕在化することで、リッチな観光のデザインが実現できるのではないだろうか」、「携帯端末によって身近になった情報のブラウジング技術や拡張現実感技術を応用することで観光体験をより充実したものにしてくれることだろう」と述べている<sup>48)</sup>。

雲仙温泉は、古い時代の文献資料と画像資料が豊富に残されている。コンパクトな温泉街の中に、過去130年間の古写真を含めた1300年に渡る歴史・文化情報が詰まっているのである。雲仙温泉の大きな特徴であるこれらの歴史・文化情報を使って、温泉街の中で特定の場所をスマートフォンのカメラを通して見ると、その場所の古写真と共に解説が表示されるアプリや、本稿で示した写真を使った撮影ポイント当てクイズアプリの開発などが考えられる。雲仙温泉は、スマートフォンによる拡張現実を利用したフィールドミュージアムの設計に最適な土地ではないだろうか。

## 6 明治期の雲仙温泉における古写真発掘に関する今後の課題

『長崎大学古写真データベース』と並ぶ、国内有数の古写真データベースである国際日本文化研究センターの古写真データベース<sup>49)</sup>には、90冊近い横浜写真のアルバムが収蔵されているが、雲仙温泉の物は無い。本研究においては、その他、放送大学附属図書館の『日本残像一写真で見る幕末、明治—』<sup>50)</sup>やニューヨーク公共図書館の『Asia and the Pacific Rim in Early Prints and Photographs』<sup>51)</sup>その他の古写真データベースを確認したが、いずれにおいても雲仙温泉の物は確認できなかった。東京・横浜のような首都圏や当時大陸への窓口であった長崎市内の写真に比べると、雲仙温泉の写真は、販売枚数が少なかったことが推測される。

現存枚数の多い東京・横浜や長崎市内の横

浜写真については、その撮影者、撮影場所および撮影年代等の研究がある程度進んでいるが、本研究は雲仙温泉の横浜写真を本格的に取り上げた最初の研究と考える。本研究で明らかにしたように、まだ未発見の雲仙温泉における横浜写真が少なからず存在する可能性が高い。今後も、これらを発掘し、撮影者、撮影場所および撮影年代の特定等の研究が必要である。また、本研究で取り上げた雲仙温泉における既存の横浜写真についても撮影年代と撮影者については、完全に解明できていない。引き続き、長崎市内等における横浜写真との関連性等の観点から研究が必要である。

また、今回の研究により、1899（明治32）年の段階で、雲仙温泉の小地獄には日本人の写真館が存在したことが明らかになった。下田ホテルに宿泊する外国人を顧客としていたことが推測されるが、わざわざ当地に写真館を開設したからには、当然雲仙温泉の風景も撮影したであろうと考えられる。しかしながら、この写真館については、現時点では全く情報が無い。同様に“雲仙における写真の元祖”といわれる中島写真館が撮影したと思われる雲仙温泉の風景写真もごくわずかししか発見されていない<sup>52)</sup>。今後は、これら地元の写真館が撮影したであろう写真の発掘が望まれる。

さらに、本稿では、明治期の古写真として横浜写真とアマチュアカメラマンの個人アルバムを取り上げたが、私製葉書の発行が認められた1890（明治33）年以降になると、絵葉書が急増する。明治後期から大正～昭和の風景を辿るには、絵葉書も重要な画像資料になり得ることも指摘しておきたい。

## 7 おわりに

「避暑地時代」を擁する雲仙温泉は、明治前半の様子が文献と写真でたどれるという大きな特徴を持っている。そのような温泉は、日本全国を探してもそれほど多くないと思わ

れる。しかしながら、現在の雲仙温泉を訪問しても、「避暑地時代」を含む歴史を感じられるものが少ない。また、本稿において紹介したような古写真を地元の人々に見てもらおうと、「こんな写真があったのか」、「こんな風景は初めて見た」と大抵は驚かれる。これらの古写真に記録された風景は、地元の記憶からも既に失われているのである。まずは地元の人々が、自らの歴史資料の価値を認識し、それを上手に観光客に伝えることによって、雲仙温泉の魅力は更に高まるのではないだろうか。

## 謝辞

本稿に使用した写真1、2の上段、3および4は、長崎大学付属図書館から「長崎大学附属図書館貴重図書に関する規程」に基づいて使用許可を受けた。この場を借りて感謝の意を表する次第である。

## 注・参考文献

- 1) 長崎県衛生公害研究所編（1982）：『長崎県温泉誌I』長崎県衛生公害研究所、24頁。
- 2) 池永正人（2009）：「雲仙地獄の観光資源性」温泉地域研究、第12号、13～20頁。
- 3) 加藤雅寛（2012）：「国立公園を活用した地域づくり「雲仙プラン100」」国立公園、第704号、7～10頁。
- 4) 岡山俊直（2016）：「英文資料を活用した雲仙温泉における「避暑地時代」の成立過程に関する考察」温泉地域研究、第26号、1～12頁。
- 5) 森望（2014）：「明治の長崎 撮影紀行」長崎文献社。
- 6) 馬場章編（2006）：『上野彦馬歴史写真集成』渡辺出版。
- 7) 柴多一雄（2011）：『長崎古写真紀行』長崎文献社。
- 8) 姫野順一（2014）：『古写真に見る幕末明治の長崎』明石書店。
- 9) 姫野順一（2009）：『龍馬が見た長崎 古写真が語る幕末開港』朝日新聞出版。
- 10) 上野一郎・小沢健志監修（2012）：『レンズが撮らえた幕末の写真師 上野彦馬の世界』

- 山川出版社。
- 11) プライアン・パークガフニ (2005) : 『華の長崎—アルバム長崎百年 秘蔵絵葉書コレクション』長崎文献社。
  - 12) 越中哲也・白石和男編 (1979) : 『写真集明治大正昭和長崎 ふるさとの思い出50』国書刊行会。
  - 13) 長崎大学附属図書館企画・編 (2007) : 『明治7年の古写真集 長崎・熊本・鹿児島』長崎文献社。
  - 14) 本稿で使用した写真のうち、写真1、2の上段、3および4以外は、筆者の個人蔵である。
  - 15) Terry Bennett (2006) : 『Old Japanese Photographs Collectors' Data Guide』、Old Japan, 「5 Souvenir Albums - Number List and Attribution Issues」の項。本書は、紙版も発売されているが、筆者はアップル社のiBooksから電子版を入手した。
  - 16) 横浜開港資料館編 (2003) : 『明治の日本《横浜写真》の世界 彩色アルバム』有隣堂、VI～VIII頁および233～252頁。
  - 17) 斎藤多喜夫 (2004) : 『幕末明治横浜写真館物語』吉川弘文館、146～200頁。
  - 18) 長野重一・飯沢耕太郎・木下直之 (1999) : 『日本の写真家〈別巻〉日本写真史概説』岩波書店、16～17頁。
  - 19) 前掲5)、15) および横浜開港資料館編 (2003) : 『明治の日本《横浜写真》の世界 彩色アルバム』有隣堂、261～262頁。
  - 20) David Starr Jordan (1922) : 『The Days of a man: being memories of a naturalist, teacher, and minor prophet of democracy : Volume Two, 1900-1921』World Book Company、26頁と27頁の間の写真。
  - 21) 前掲5)、96頁。
  - 22) 前掲6)、94頁。
  - 23) 撮影地点は、現在のゆやど雲仙新湯裏の山の斜面であろう。推定される撮影地点から写真を撮影すると、現在では建物に遮られて全く見通しが利かない。そのため、写真2下に示した写真は、実際の撮影地点と思われる場所よりも標高の高い場所から撮影している。
  - 24) Basil Hall Chamberlain and W. B. Mason : 『A Handbook for Travellers in Japan.』John Murray. 1894 (明治27) 年の第4版から1913 (大正2) 年の第9版に
  - 25) HOTELの綴りがHOTLEと誤植されているが、このような情報も横浜写真の研究上、重要と思われるため、そのまま転記する。
  - 26) プライアン・パークガフニ編著 (2005) : 『華の長崎: 秘蔵絵葉書コレクション: アルバム長崎百年』長崎文献社、10～11頁。
  - 27) 前掲15)。
  - 28) 前掲5)、107～123頁。
  - 29) 高橋信一 (2014) : 『フェイスブック版 古写真研究こぼれ話—真実を求めて』渡辺出版、136頁。
  - 30) 前掲15)。
  - 31) 前掲15)。
  - 32) 前掲5)、112～113頁。
  - 33) 前掲15)。
  - 34) 前掲5)、60頁、80頁および86頁。
  - 35) 前掲17)、202～203頁。
  - 36) 前掲4)。
  - 37) 「Unzen and Obama」、The Rising Sun and Nagasaki Express 1884年8月2日号。
  - 38) 「Unzen and round about it」、North China Herald 1889年8月28日号。
  - 39) 前掲38)。
  - 40) 前掲28)。
  - 41) 前掲4)。
  - 42) 前掲4)。
  - 43) A. G. J. (1898) : 「Unzen, Japan, as a summer resort for missionaries」、『China Recorder and Missionary Journal』第29巻1号、331～334頁。この記事の出版は1898年だが、記事冒頭に著者が雲仙温泉を訪問したのは、前年の1897年との記述がある。
  - 44) Basil Hall Chamberlain and W. B. Mason (1899) : 『A Handbook for Travellers in Japan, 5th ed.』John Murray、461頁。
  - 45) 関善太郎 (1912) : 『嶋原半嶋風光記: 附・小浜温泉案内』大黒屋、289～299頁。
  - 46) 前掲45) 広告4頁および東京都写真美術館監修 (2005) : 『日本の写真家—近代写真史を彩った人と伝記・作品集目録』日外アソシエーツ、296頁。
  - 47) 鈴木昭二・橋本真一・布村重樹 (2012) : 「観光の楽しみを広げる拡張現実感用コンテンツ制作の試み」デジタルプラクティス 3 (4)、313～322頁。

- 48) 川嶋 稔夫 (2012) : 「デジタルアーカイブスを活用した観光コンテンツ」情報処理 53 (11)、1192 ~ 1197頁。
- 49) 国際日本文化研究センター古写真データベース (<http://db.nichibun.ac.jp/ja/d/KSA/>) (2017年1月14日確認)。
- 50) 放送大学附属図書館の『日本残像—写真で見る幕末、明治—』 (<http://lib.ouj.ac.jp/koshashin/koshashin.html>) (2017年1月14日確認)。
- 51) 『Asia and the Pacific Rim in Early Prints and Photographs』 ([http://digitalgallery.nypl.org/nypldigital/explore/dgexplore.cfm?topic=culture&collection=AsiaandthePacificRim&col\\_id=169](http://digitalgallery.nypl.org/nypldigital/explore/dgexplore.cfm?topic=culture&collection=AsiaandthePacificRim&col_id=169)) (2017年1月14日確認)。
- 52) 筆者がこれまでに確認した中島写真館撮影の風景写真は、大阪毎日新聞1924 (大正13)年5月5日の付録である35cm × 55cmのポスター様コロタイプ印刷物と、「中島写真館発行」のクレジットが入った絵葉書1枚、および長崎県歴史文化博物館収蔵の『雲仙写真帳1』(オリジナル番号 18 38-11)、『雲仙写真帳2』(オリジナル番号 18 38-12)のみである。

# 温泉掘削の不許可処分をめぐる行政訴訟と温泉資源保護の関係

## Relationship between Administrative Lawsuits and Protection of Hot Spring Resources in Non-permission Disposal of Hot Spring Drilling

布山 裕一\*  
Hirokazu NUNOYAMA

キーワード：温泉掘削 (hot spring drilling) ・不許可処分 (non-permission disposal) ・行政訴訟 (administrative lawsuits) ・温泉資源保護 (hot spring resource protection)

### 1 はじめに

我が国には、全ての都道府県に温泉が湧出しており、環境省資料「平成26年度温泉利用状況」によると、温泉地の数は3,088カ所、源泉総数は27,367本で、そのうち利用されている自噴源泉は4,142本・動力揚湯源泉は13,181本、総湧出量は2,630,428リットル毎分となっている<sup>1)</sup>。これらの項目はいずれも前年度より減少している。同省資料「温泉利用状況経年変化表」によると、温泉地数は2010 (平成22) 年度の3,185カ所をピークに2013 (平成25) 年度に若干増加するものの減少傾向を示している。また、源泉総数は2006 (平成18) 年度の28,154本をピークに2013 (平成25) 年度に若干増加するものの減少傾向を示している。利用されている自噴源泉は2003 (平成15) 年度の5,189本をピークに減少し、利用されている動力源泉は2006 (平成18) 年度の14,115本をピークに平成25年度に若干増加するものの減少傾向を示している。さらに、総湧出量は、2007 (平成19) 年度の2,799,418リットル毎分をピークに平成25年度に若干増加するものの減少傾向を示している<sup>2)</sup>。

これらのことから、我が国の温泉は2003 (平成15) 年から2010 (平成22) 年頃までに資源的に頭打ちとなり、ほぼ限界に達していることが明らかであると指摘できる。

我が国の温泉は、世界に誇り得る自然資源

であると同時に重要な観光資源でもある。このことは温泉地への宿泊客数が年間延129,794,837人 (前記環境省資料) にも達していることから明らかである。この貴重な天然資源を末永く利用して活用していくためには、何らかの方法で保護をしていかなければならない。

### 2 研究の目的と方法

我が国では1948 (昭和23) 年に「温泉法」が制定・施行されており、同法の目的の1つとして「温泉の保護」が謳われている。また、同法第二章では「温泉の保護」という章題の基に、第3条から第12条にわたり、掘削・増掘・動力装置の設置等の項目に関して規定されている。これらの項目について都道府県知事の許可制にしていることが、温泉資源の保護に通じているとされている。同法は現在までに13次にわたり改正されているが、第4条の温泉掘削についての「許可の基準」については、2001 (平成13) 年と2007 (平成19) 年には2回の計3回改正されている<sup>3)</sup>。現行の第4条の規定は次のとおりである。

(許可の基準)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

\*流通経済大学 (Ryutsu Keizai University)

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
  - 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものと認めるとき。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
  - 四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。
  - 五 申請者が第九条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。
  - 六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。
- 2 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。
  - 3 前条第一項の許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

温泉掘削の申請があった場合、都道府県知事は温泉法第32条の規定により自然環境審議会等に諮問し、その答申結果により許可するか不許可にするか判断している。これは、都道府県知事の裁量とされている。

そこで、行政処分庁である都道府県が温泉掘削の申請に対して温泉法第4条の規定により不許可処分をしたことを不服とし、不許可

処分の取り消しを求めた近年の行政訴訟を取りあげ、裁判と温泉資源保護との関係を考察することを研究の目的とした。

研究の方法としては、群馬県（事例1）・石川県（事例2）・長野県（事例3）における温泉掘削不許可処分取消請求に関する行政訴訟の判決とその理由を比較検討しつつ、法学的な問題点の指摘ならびに温泉資源の保護対応のあり方に関する方向性を示すことを試みることにする。

### 3 温泉掘削不許可処分に関する行政訴訟の事例

#### (1) 事例1 群馬県における温泉掘削不許可処分取消請求訴訟

第1の事例として、群馬県における温泉掘削不許可処分に関する訴訟を取りあげることにする。この事件は、群馬県の水上市（当時）において、2003（平成15）年12月24日付で同県が掘削申請を不許可処分にしたことを不服として、不許可処分取消を求めた行政訴訟、2004（平成16）年（行ウ）第3号「温泉掘削不許可処分取消請求事件」である。この訴訟の概略を図1に示す。

群馬県は温泉法第4条1項1号「温泉のゆう出量、温度又は成分等に影響を及ぼすと認めるとき」に該当するとして不許可処分としたものであるが、その理由は以下の5つとなっている。①県の要請にも拘わらず掘削申請者は既存源泉管理者との間で調整を殆ど実施していない。②同意を必要とする源泉所有者48件のうち3件しか同意が得られておらず、その殆どが掘削に反対している。③同意していない源泉所有者との協議会設置を掘削申請者が拒否した。④地元町長から既存の源泉所有者との調整を求める意見書が出ている。⑤掘削申請者の提出した事前影響調査報告書は古い地質図を基に考察したものであり、最新の研究成果を踏まえた影響調査を充分すべきである。

2006（平成18）年2月8日、前橋地方裁判

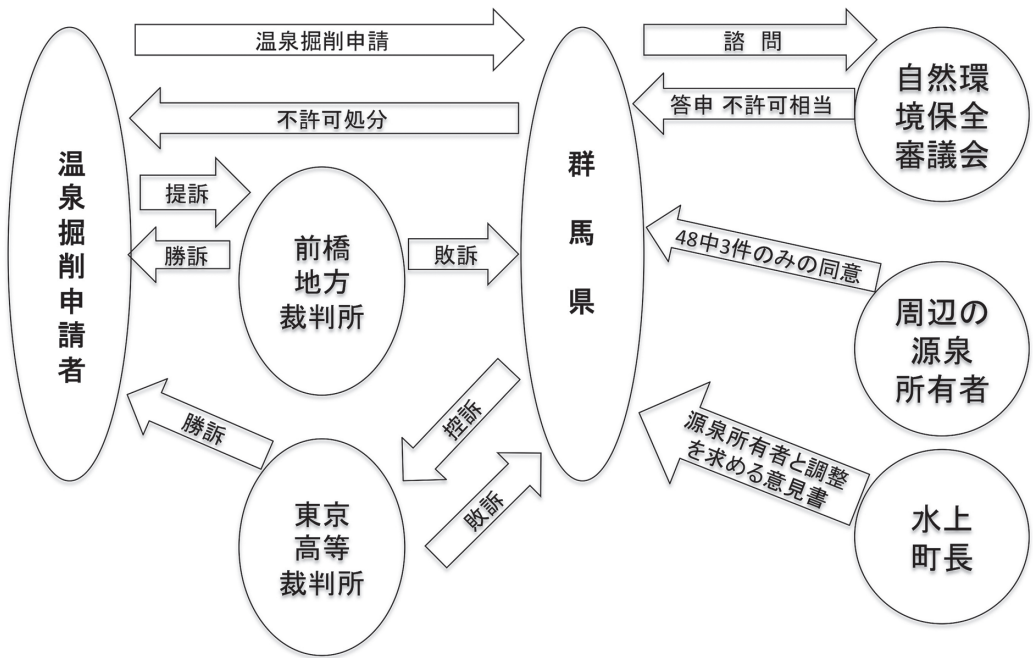


図1 事例－1 概略図

所による一審判決では、先に挙げた不許可処分の理由のうち①から④についてはいずれも温泉法4条1項1号に該当する事由にはあたらず、⑤についても当該報告書の結論を否定することは困難であるとし、「不許可処分は温泉法違反である」と結論づけ、群馬県が敗訴した<sup>4)</sup>。群馬県は、「湧出量が低下して枯渇する可能性が高い」という新たな調査報告書を提出し（温泉法第4条1項1号に該当）、影響を受ける温泉権利者からの相互協力の申出に応じない（同法第4条1項2号の「公益を害するおそれがあると認められるとき」に該当）（当時の同法条文）が不許可の理由に該当するとして東京高等裁判所に控訴した。2006（平成18）年（行コ）第72号「温泉掘削不許可処分取消請求控訴事件」である。

2006（平成18）年8月31日、東京高等裁判所判決で、群馬県が再び敗訴した。この判決の理由で、「新規掘削が及ぼす影響を事前に精密に調査する必要がある」と指摘され、さらに「指導要綱、審議基準による行政指導

によってこのような調査に代えることはできない」と指摘された。そして、「温泉法第4条1項1号の『温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼす』とは認めることはできない。」さらに、「新規掘削の影響が不確かで、新規掘削申請者が同意書覚書の取り交わしに応じないとしても、同2号（当時）の『公益を害するおそれ』には該当しない。」と判断された<sup>5)</sup>。同県が上告を断念したため、同東京高等裁判所判決が確定した。

## (2) 事例2－石川県における温泉掘削不許可処分取消等請求訴訟

第2の事例として石川県における温泉掘削不許可処分取消に関する訴訟を取りあげることとする。この事件は石川県加賀市の山代温泉において、2007（平成19）年1月12日付の温泉掘削不許可処分を不服として、新規掘削申請者が同県を相手取り、不許可処分取消及び掘削許可の義務付けを求めた行政訴訟、2007（平成19）年（行ウ）第3号「温泉掘削不許可処分取消等請求事件」である。この訴訟



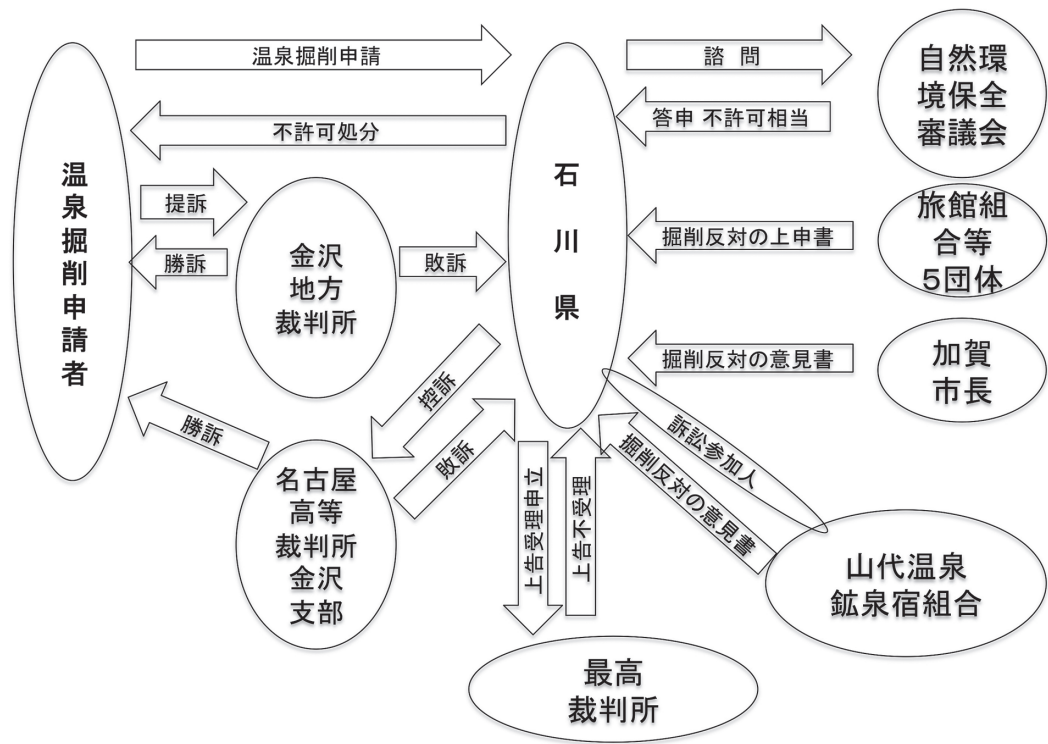


図2 事例－2 概略図

の概略を図2に示す。

石川県は温泉法第4条1項2号「公益を害するおそれがあると認めるとき」（当時）に該当するとして不許可処分としたものであり、その理由は、①山代温泉では源泉間の干渉の可能性が高く、新たな源泉掘削は既存源泉に影響を及ぼす可能性が高い。②山代温泉では、鉱区禁止地域設定以来、同地域内では個別旅館による温泉掘削はしないなど、地域が連携し温泉の保護と継続的、安定的な利用を図ってきた経緯があり、このような状況で個別の掘削を許可すれば、今後歯止めがかからなくなり、ひいては温泉の枯渇を招くおそれがあること<sup>6)</sup>。③地元団体の反対の中で掘削を行うことは、地域に大きな混乱をもたらすおそれがある。の3つとなっている。

また、この訴訟に関しては、加賀市長および被告である石川県の訴訟参加人となった山代鉱泉宿営業組合が意見書を提出し、山代温

泉旅館協同組合ほか5団体が「山代温泉鉱区禁止地域内の温泉掘削許可申請に対する上申書」を提出し、当該地区における新規の温泉掘削に対して反対の意見を表明している。

2008（平成20）年11月28日、金沢地方裁判所による一審判決では、前述の不許可理由の①～③はいずれも温泉法第4条1項2号に該当する事由とはならないとして石川県が敗訴した<sup>7)</sup>。同県はこれを不服として名古屋高等裁判所金沢支部に控訴した。2008（平成20）年（行コ）第10号「温泉掘削不許可処分取消等請求控訴事件」である。

控訴審では一審の判決を支持し、さらに「温泉部会の調査審議及び判断の過程等、処分行政庁の判断に不合理な点がないことを相当の根拠に基づき主張立証する必要があり、被告がその主張立証を尽くさない場合には、処分行政庁がした判断に不合理な点があつて裁量権の範囲を超えていることが事実上推認

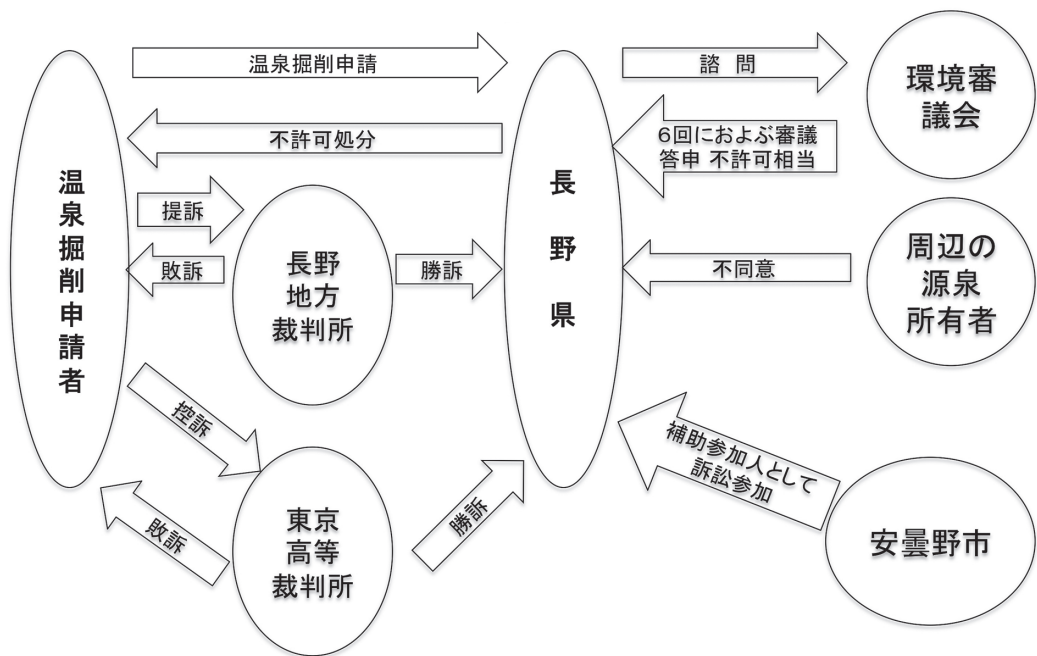


図3 事例－3 概略図

される。」として2009（平成21）年8月19日に再び石川県が敗訴した<sup>8)</sup>。同県は、最高裁判所に上告受理の申立てをした。2010（平成22）年9月30日、最高裁判所は上告審として受理しない決定をしたことにより、名古屋高等裁判所金沢支部判決が確定した。

### (3) 事例3－長野県における温泉掘削不許可処分取消請求訴訟

第3の事例として長野県における温泉掘削不許可処分取消に関する訴訟を取りあげることとする。この事件は長野県安曇野市有明において、2011（平成23）年12月16日付の温泉掘削不許可処分を不服として、温泉掘削申請者が同県を相手取り、不許可処分取消及び温泉掘削の義務付けを求めた行政訴訟、2012（平成24）年（行ウ）第6号「行政処分取消等請求事件」である。この訴訟の概略を図3に示す。

長野県は温泉法第4条1項1号「温泉の湧出量、温度又は成分等に影響を及ぼすと認めるとき」に該当するとして不許可処分とし

たものである。

当該温泉掘削については、現在自然湧出して利用している温泉の湧出量が不足しているため、2010（平成22）年2月8日に申請されたものである。この申請に対して、同県知事の諮問機関である長野県環境審議会温泉審査部会は、20カ月かけて6回の審議を実施し、既存源泉との「泉質の類似性、地層構造及び申請掘削地点からの距離の観点からすると本件申請は本件源泉と共通の湯だまり（温泉源）を掘削するものである」として2011（平成23）年11月24日付で、温泉法第4条1項1号に該当するため不許可処分に相当する答申をしている。

また、この訴訟では、当該掘削により影響を及ぼすとされる源泉の存在と位置、それが温泉法の温泉に該当するか否かについても争点となった。なお、この訴訟に関しては、安曇野市が被告である長野県の補助参加人となり、訴訟に参加している。

表1 温泉掘削申請地の状況及び規制等

事項	温泉保護地区等の指定	指定地域内の措置等	既存源泉からの距離規制等	最も近い既存源泉からの距離	掘削申請深度
事例-1	特別な地域	3,000m以内の既存源泉に関する科学的影響調査の実施。(掘削申請者が影響のない旨の報告書を提出している)	3,000m以内に既存源泉がある場合は、同意書の添付。同意が得られない場合は理由書の添付	1,400m以上	1,600m
事例-2	温泉資源保護を目的とした鉱業法による鉱区禁止地域	鉱区禁止地域内における旅館個人による温泉掘削禁止の地域連携	県内一律500m以内に既存源泉がある場合は、同意書の添付	650m	1,300m
事例-3	なし	なし	行政指導により、3,000m以内に既存源泉がある場合は、同意書の添付	36m	27m

(注) 判決等により筆者作成。

2014(平成26)年8月29日、長野地方裁判所による一審判決で、影響を受ける源泉の存在を認め、その源泉への影響については科学的知見に基づいた合理性を有することを認め長野県が勝訴した<sup>9)</sup>。温泉掘削申請者はこれを不服として東京高等裁判所に控訴した。2014(平成26)年(行コ)第361号「行政処分取消等請求控訴事件」である。控訴審では一審の判決を全面的に支持し、2015(平成27)年1月27日に再び長野県が勝訴した<sup>10)</sup>。温泉掘削申請者が最高裁判所に上告していないので、東京高等裁判所判決が確定した。

#### 4 訴訟事例の比較検討

上記3つの裁判事例は、いずれも温泉掘削の不許可処分をめぐる行政訴訟である。温泉掘削申請地点から既存源泉までの距離をはじめ、掘削申請深度、周辺の温泉地の有無等、状況は異なっている。また、各県による行政上の規制および指導等についてもそれぞれ異なっていることから、一概に判決を比較することはできないが、判決を導き出す理由についてはある程度比較検討することができると考えられる。

##### (1) 3つの事例地域の温泉資源保護をめぐる状況

まず、各事例に関して、各県が実施している規制内容および掘削申請地点から既存源泉までの距離、掘削申請深度等、実際の状況についてみることにする。この状況についての

概略を表1に示す。

第1の事例は、温泉掘削申請地は「群馬県温泉事務指導要綱」が規定する「特別な地域」(いわゆる温泉保護地域)の指定地域内に所在している。同要綱では、「特別な地域」においては、掘削申請地点から半径3,000メートル以内に他の源泉がある場合には、付近源泉の源泉所有者の同意書を添付させ、同意書が得られないときは、その旨の理由書を添付させること(3条3項)。「特別な地域」の温泉地の源泉から3,000メートル以内の地域については、事前に科学的影響調査を実施させること(3条3項)等を規定している。

新規掘削申請地と最も近い既存源泉との距離については、1,400メートル以上離れており、掘削申請深度は1,600メートルである。

第2の事例は、温泉掘削申請地は、鉱業法第15条(当時)に規定する「鉱区禁止地域」の指定地域内に所在している。この地域を「鉱区禁止地域」に指定した理由の1つとして、山代温泉の温泉資源の保護を目的としており、山代温泉では同地域内では個別旅館による温泉掘削はしないという地域が連携して温泉の保護と継続的・安定的な利用が図られてきた経緯があることは前述のとおりである。

石川県では、全県下一律に500メートル以内に既存源泉がある場合、源泉所有者の同意書を提出することを求めているが、本件の場合、新規掘削申請地は既存源泉から635メートル離れており、規制(同意)の対象外とな

っている。掘削申請深度は1,300メートルである。

第3の事例は、温泉掘削申請地は、温泉掘削についての行政的な距離規制等がない地域である。行政指導として3,000メートル以内の既存源泉所有者から同意書を得ることを前提としているが、同意書の不提出が掘削申請の不受理や掘削不許可の理由にならないことは事例1の群馬県の裁判例で明確になっている。この点については後述する。

自然湧出源泉の源泉所有者が湯元に湧出路を設置するための掘削申請であるが、36メートル離れた既存源泉の存在ならびに位置も争点となった。掘削深度は27メートルである。

## (2) 3つの事例裁判における判決理由の特徴

次に、各事例における判決理由の中で、特徴があると考えられる点についてあげることにする。

第1の事例については、既存源泉の源泉所有者からの同意書が得られないことが不許可の理由にはならないこと。既存源泉と温泉掘削申請地の距離が相当程度離れている場合には、「掘削が及ぼす影響を事前に精密に調査する必要があり、指導要綱や審議基準による行政指導によって調査に変えることはできない」という精度の高い科学的根拠を要求していることがあげられる。

第2の事例については、温泉資源保護を目的の1つとして鉱業法による「鉱区禁止地域」の指定と、同地域内では温泉保護と継続的な温泉利用のために個別の温泉掘削は実施しないという地域の連携は、「公益を害するおそれ」としての不許可の理由にはならないという指摘があげられる。また、温泉掘削による影響についての科学的根拠の立証責任が行政にあり、これを立証しなければ裁量権の逸脱になるという指摘があげられる。

これらの判決の理由については、複数の法学者が疑問があると指摘している<sup>11)</sup>。特に

周作彩は、第2の事例の名古屋高等裁判所金沢支部の判決について、「既存源泉への影響について裁判所が高度の蓋然性をもって是認しうるかどうかではなく、専門家集団たる審議会および行政庁がその心証に至ったか否かが問題なのであって、行政庁がそのような心証に至ったと合理的に考えられるならば、行政庁の判断に不合理はないということになるのである」と述べている。また、「本判決は、あたかも裁判所自らが処分をやり直すかのように」と指摘し、行政庁が不許可の判断をするに至った「判断過程の審査ではなく、実質的に判断代置以外の何ものでもない」と批判している<sup>12)</sup>。

第3の事例については、直接目視できなくても過去の記録等から源泉の存在を認め、その位置が掘削申請地点から36メートルの場所にあることを認めたことがあげられる。また、消滅した旧源泉の一部として温泉台帳上管理されてきた（温泉台帳への記載がない）ことをもって、「温泉法4条1項1号にいう『温泉』に該当することを否定するものではない」という指摘があげられる。

## 5 温泉資源保護の課題と対応

次に、今回取りあげた3つの行政訴訟の事例を通して、都道府県が実施する温泉資源保護対策について検討する。

### (1) 温泉法第4条1項1号の「既存源泉への影響」への対応と「温泉資源の保護に関するガイドライン」

まず、温泉法4条1項1号の「既存源泉への影響」については、相当精度の高い科学的根拠を司法判断では求められることが共通している。これについては、各温泉地において源泉のモニタリングを実施し、泉温・湧出量・水位・含有成分等のデータを蓄積して都道府県がそれを把握して活用していくことが必要であると考えられる<sup>13)</sup>。モニタリングは入湯税を徴収している市町村が実施主体になることが望ましいと考えられる。

都道府県においては、独自に「要綱」等を策定し、源泉間の距離規制や保護地域の設定および揚湯量の制限等の温泉資源の保護対策を実施しているケースが見られるが、積極的に温泉資源保護対策を実施している都道府県と特段の規制を実施していない都道府県があり、温泉資源の保護対策に関する取組は一律ではないのが現状である。環境省では、2009（平成21）年に「温泉資源の保護に関するガイドライン」を策定し<sup>14)</sup>、「温泉を将来の世代においても引き継ぎ利用できるよう、持続的な利用を可能とするための資源保護のあり方を示すもの」と位置付け、「温泉の掘削等の不許可事由の判断基準について、一定の考え方を示すこと」が最大のねらいであるとしている。

## (2) 温泉法第3条1項の解釈変更と温泉法の形骸化

また、同省は2012（平成24）年に「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」を策定した<sup>15)</sup>。前者は2014（平成26）年4月に改訂され、後者は同年12月に改正されている。

このガイドラインによって、都道府県における温泉の保護対策が円滑に推進することが望ましいが、2014（平成26）年の改訂および改正に伴い、環境省は温泉法第3条1項の解釈を変更して都道府県に通知した。これは、再生可能エネルギーの一環として地熱発電の推進を図るため閣議決定されたことを受けて実施したものである。

温泉法第3条1項はつぎのとおりである。

第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

温泉を湧出させる目的ではない他目的な土地掘削については、基本的には温泉法第3条の許可を受ける必要はない。しかし、従来温

泉が湧出する可能性が高い地域での他目的な土地掘削については、温泉法の許可を受けることとされてきた。これを、温泉を湧出させる目的ではない他目的な土地掘削については、すべて温泉法の許可を有しない。ということになったのである。

この解釈変更により、地熱発電の調査による土地掘削は温泉法第3条の許可を受けずに実施することができるようになった。しかしそれだけでなく、すべての他目的掘削が同条の許可を受けずに実施することが可能となってしまった。したがって、温泉地の地域内または近隣において他目的の土地掘削と主張すれば、温泉が湧出する可能性が極めて高くても温泉法第3条の許可を受けずに土地を掘削することが可能になったということなのである。この点については、温泉法が形骸化してしまう危険性があり、温泉資源の保護とは逆行していると指摘できよう。

## (3) 温泉資源保護対策の条例化

温泉法第3条の解釈変更などにより、従来の温泉保護対策の手法が今後も機能していくことが難しくなることも考えられる。このことから、都道府県において、行政指導の域を出ない温泉保護対策要綱や審議会内規等の温泉資源の保護対策については条例化していくことが必要であると考えられる。しかし、現行温泉法には積極的な温泉保護対策に関する条項がなく、既存源泉への影響の程度に関して具体的な規定もないので、都道府県では温泉資源の保護対策に関する条例を策定しづらい環境にあると言わざるを得ない<sup>16)</sup>。

したがって、最終的には、温泉の保護に関する具体的な条項を温泉法の条文に加えるという同法の改正が必要であると考えられる。この具体的な手法としては、すでにガイドラインが策定されているのであるから、温泉保護対策の詳細については、「都道府県が条例によってこれを定める」という形態にすることができれば、温泉法に基づく条例という形になって単なる自主条例よりも法的拘束力の強い

ものになり、訴訟の際も司法判断の根拠になり得ると考える。この点については、温泉法の抜本的な改正と条例による温泉資源の保護の必要性が指摘されている<sup>17)</sup>。

## 6 まとめ

今回取りあげた3つの事例は近年の温泉掘削不許可処分に関する裁判例であるが、温泉掘削に関連する訴訟は許可の差し止めなどを含めると相当数存在していて、法律問題として研究されている<sup>18)</sup>。特に、福岡県二日市温泉における温泉掘削許可取消請求事件についての1958(昭和33)年7月1日の最高裁判所判決は、「温泉への影響」と「公益を害する虞」という点の判断において、以後いくつかの訴訟における判断基準として用いられている。

当時の温泉法第4条は「都道府県知事は、温泉の湧出量、温度若しくは成分に影響を及ぼし、その他公益を害する虞があると認められるときの外は、前条第一項の許可を与えなければならない」となっていた。同判決理由では、「湧出量の減少、温度の低下若しくは成分の変化は、いずれも公益を害する虞がある場合の例示と解すべきであり」と述べている。しかし、2001(平成13)年6月の温泉法改正により第4条は改正され、3つの項に分けられ、1項は6つの号に分けられている(前掲第4条参照)。つまり、同法4条1項1号の「温泉への影響」と1項3号の「公益を害するおそれ」は別個のものと考えるのが妥当であろう。

したがって、湧出量の減少・泉温の低下・成分の変化という「温泉への影響」が「公益侵害」の例示であるとした同最高裁判所判決理由の一部は見直されるべきであると考え<sup>19)</sup>。にもかかわらず、同最高裁判所判決を踏襲する判決がいまだに見受けられる。

また、同最高裁判所判決は、「温泉源を保護しその利用の適正化を図るという見地から許可を拒む必要があるかどうかの判断は、主

として、専門技術的な判断を基礎とする行政庁の裁量により決定すべき事柄であって、裁判所が行政庁の判断を違法視し得るのは、その判断が行政庁に任された裁量権の限界を超える場合に限るものと解すべきである」と述べている。この部分については踏襲されるべきであると考えられ、石川県は裁量権の逸脱はしていないのではないかと指摘されている<sup>20)</sup>。

新規の温泉開発と既存の温泉との関係を考えて、すでに相当数の源泉が存在しこれ以上開発をするべきではない地域や、第3の事例の温泉地域のように貴重な自然湧出源泉が存在している周辺での温泉開発が影響を及ぼす可能性が高い地域が存在しているのは明らかである。また、含有成分の変化や泉温の低下、さらには湧出量の減少などの枯渇現象が窺える温泉地も存在している。

温泉資源の保護対策のあり方は、地域の状況によって異なることは当然であるが、地域として適正な温泉の利用量を把握してその範囲内で活用していくことが重要である。適正な温泉利用量をすでに超過している場合は、既存源泉の揚湯量を制限することも必要であると考え。これは、私権の制限となるが、温泉法12条「温泉の採取の制限に関する命令」の運用で可能な方法である。

また、温泉の涵養地域についても保護の対象となると考える。涵養地域における開発(これは温泉掘削に留まらず、森林の伐採や建造物の設置などを含む)を制限することは、温泉法では対応できないが、温泉資源の保護対策の条例で保全することは可能である。温泉は地下水の一種であることから地域における水資源を保全し、適正に利用するための法整備と仕組みを早急に創設していかなければならないと考えられる。

温泉資源が限界に達している我が国にとって、温泉保護対策は必要不可欠であり、喫緊の問題であると指摘できる。

注・参考文献

- 1) 「平成26年度都道府県別温泉利用状況」2015年、環境省。
- 2) 「温泉利用状況経年変化表」2015年、環境省。
- 3) 「温泉実務必携」2016年、健康と温泉フォーラム。
- 4) 『「平成16年（行ウ）第3号「温泉掘削不許可処分取消請求事件」判決」、2006年2月8日、前橋地方裁判所。
- 5) 『平成18年（行コ）第72号「温泉掘削不許可処分取消請求控訴事件」判決』、2006年8月31日、東京高等裁判所。
- 6) 山代温泉において、昭和初期に旧陸軍病院の温泉掘削により既存源泉の枯渇現象が発生して訴訟が起き、大審院判決で国が敗訴している。このような経緯を踏まえ、温泉資源の保護を目的に昭和45年に温泉地域内一帯を鉱業法による「鉱区禁止地域」に指定し、旅館個人による新規の温泉掘削は実施しないことが維持されてきた。
- 7) 『平成19年（行ウ）第3号「温泉掘削不許可処分取消等請求事件」判決』、2008年11月28日、金沢地方裁判所。
- 8) 『平成20年（行コ）第10号「温泉掘削不許可処分取消等請求控訴事件」判決』、2009年8月19日、名古屋高等裁判所金沢支部。
- 9) 『平成24年（行ウ）第6号「行政処分取消等請求事件」判決』、2014年8月29日、長野地方裁判所。
- 10) 『平成26年（行コ）第361号「行政処分取消等請求控訴事件」判決』2015年1月27日、東京高等裁判所。
- 11) 三浦大介（2011）：「温泉法3条1項に基づく温泉掘削許可の申請が同法4条1項2号に定める『公益を害するおそれがあると認めるとき』に該当するとして拒否処分をしたことの違法性」『自治研究』87巻11号、141～157頁、第一法規。
- 12) 周作彩（2013）：「温泉掘削不許可処分が裁量権の範囲を超えて違法であるとされた事例」『流経法学』12巻2号、1～19頁、流通経済大学。
- 13) 布山裕一（2011）：「温泉資源の保護に関する課題と展望」『温泉科学』61巻、149～156頁、日本温泉科学会。
- 14) 「温泉資源の保護に関するガイドライン」2009年、2014年、環境省。
- 15) 「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」2012年、2014年、環境省。
- 16) 布山裕一（2009）：『温泉観光の実証的研究 第1部第6章』御茶の水書房。
- 17) 村田彰・周作彩（2011）：「温泉資源のガバナンス——温泉資源の保護・保全の視点から」村田彰・植村秀樹編『現代日本のガバナンス』流通経済大学出版社、183～214頁。
- 18) 北條浩（2009）：『温泉掘削の法律問題（1・2・3）』『温泉』827号・829号・830号、日本温泉協会。前掲注12）、16）など。
- 19) 前掲注13）。
- 20) 前掲注12）。

# タイ北部・チェンマイ県における温泉観光開発

## Tourism Development with Hot Spring Facilities at Chiang Mai Prefecture, Northern Thailand

浦 達雄\* 小堀 貴亮\*\* アナウッド・チョサップ\*\*\*  
 パンティラー・シントイポップ\*\*\*\*  
 Tatsuo URA Takaaki KOBORI  
 Anawut CHOOSUP Pantira SIGTAIPOB

キーワード：タイ(Thailand)・チェンマイ県(Chiang Mai prefecture)・開発(development)・  
 温泉観光 (spa tourism)・経営動向 (business trends)

### 1 はじめに

#### (1) 研究の背景

図1はタイにおける温泉地の分布状況を示したものである。現在、タイには200カ所を超える温泉地が成立していると言われる。その主な分布状況はタイ北部・バンコク周辺・タイ南部(マレー半島)で、特にチェンマイを中心としたタイ北部に過半数が集積している。

本研究では、タイ北部・チェンマイ県における温泉施設を調査対象として取り上げた(図2)。チェンマイ県はタイ北部を代表する温泉県として知られる。

ところで、本研究は「タイにおける温泉観光開発」をテーマとした一連の研究の一部分を構成するものである。これまでの研究では次の地域を事例として実態報告を行った。つまり、サンカンペーン(浦・小堀他 2012)・チェンマイ周辺(浦・小堀他 2013)・チェンライ県(浦・小堀他 2014)・メーホンソン県(浦・小堀他 2015)・ランパーン県(浦・小堀他 2016)である。

チェンマイ県の一部の温泉については、す表でにチェンマイ周辺(浦・小堀他 2013)で発しているが、今回は、その際、報告していない温泉を主体的に取り上げることにし

た。

これまでタイ北部の温泉施設に対する5回に及ぶ温泉調査において、温泉の立地形態で

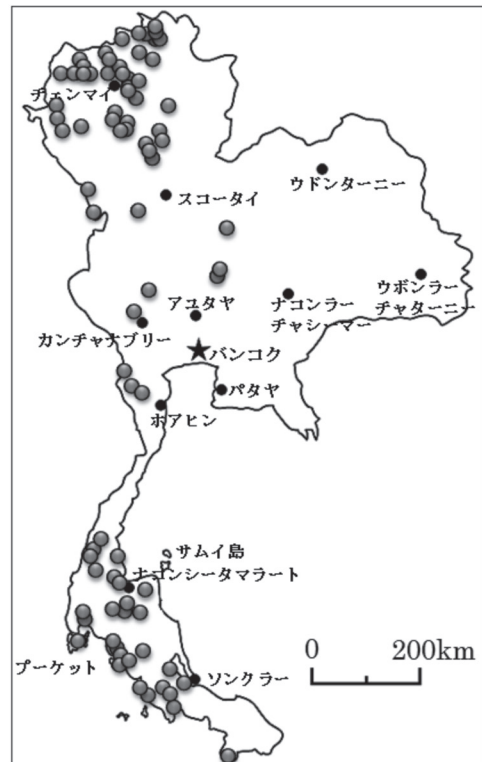


図1 タイにおける温泉地の分布  
 (注) 高橋(2008)を改図して小堀貴亮作成。

\*大阪観光大学 (Osaka University of Tourism) \*\*共栄大学 (Kyoei University)

\*\*\*ラチャプリユック大学 (Ratchapruerk University) \*\*\*\*パンティラー旅行社 (Pantira Travel Agency)



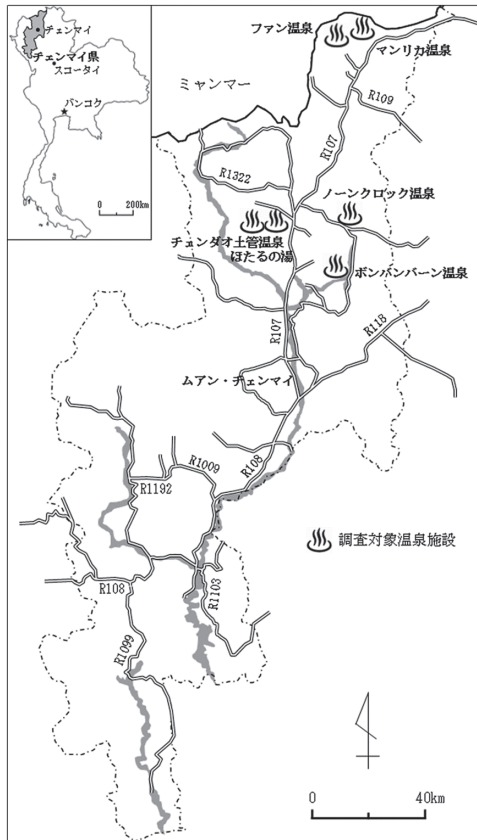


図2 チェンマイ県の調査対象温泉施設  
 (注) 北タイランド チェンマイ (ROAD WAY) により小堀貴亮作成。

は国立公園立地型と農村立地型、経営のタイプでは公共系と民間系に分類することが判明している。

一連の研究姿勢は現地調査(野外観察)を行うことである。その際、通訳を交えて、経営者やマネージャーなどに対して、温泉施設の経営状況や観光客の実態把握に努めた。

従って今回の報告はその一部分を構成するもので、将来的にはタイにおける温泉観光開発の実態や方向性を明確にする考えである。

## (2) 従来の研究成果

観光地理学では、日本を舞台とした温泉地域研究は数多い。しかし、外国の温泉地域研究となると、中国を除いて事例は少ない。特にタイにおける温泉観光開発となると、筆者

らの研究に限定されよう。

その代表的な論文はすでに述べたように浦達雄・小堀貴亮などによる一連の成果がある。

普及書・機関誌として、前者には高橋(2008)、後者には松下(2001)・浦他(2011)・徳本(2014)などの著作がある。旅行記としては、浦(2011・2012・2013・2014・2015及び投稿中)などの成果がある。

なお、タイ北部の温泉の分布状況を明確にした図面として、地質調査所(1987)がある。

## (3) 研究の目的と方法

研究の目的はタイ北部のチェンマイ県における温泉施設を事例として観光開発の実態を把握することである。

調査の方法は文献調査・野外観察・聞き取り調査などである。

特に聞き取り調査を重視しているが、経営者・マネージャーの不在の場合は、スタッフや村人に対する聞き取り調査を実施した。そのため、経営数値は概要の把握に務めた。

## 2 チェンマイ県における温泉の概要

高橋(2008)によれば、チェンマイ県には20カ所の温泉がリストアップされ、以下、メーホンソン県13カ所、チェンライ県10カ所と続き、タイ北部(58カ所)では一番多い。

表1はチェンマイ県における温泉の構成である。調査時期はそれぞれ異なって統一性はないが、おおよその傾向の把握に努めたい。

立地形態としては国立公園立地・農村立地、開発主体は民間・公共、経営は民間・公共に分類される。以下、立地形態によって話を進めたい。

なお、国立公園立地のボンアーン温泉については報告済みで、今回はその他の温泉について報告をしたい。以下、調査順に概要を述べることにしよう。

表1 チェンマイ県における温泉施設の概要

温泉	立地	開発	経営	開業年	経営状況	調査日	再調査日
チェンダオ土管	C 農村	A 民間	A 民間	2004	A	2013. 3. 24	2015. 8. 21
ほたるの湯	C 農村	A 民間	A 民間	2009	A	2013. 3. 24	2015. 8. 21
ボンアーン	B 国立公園	B 公共	B 公共	2000	A	2013. 3. 24	2015. 8. 21
マンリカ	A・C	B 公共	A 民間	2013	C	2013. 8. 23	
ファン	B 国立公園	B 公共	B 公共	2008	A	2013. 8. 23	
ノーシクロック	C 農村	B 公共	A 民間	2003	C	2015. 8. 20	
ポーンバンバーン	C 農村	B 公共	A 民間	2011	C	2015. 8. 21	

注1. 立地Location A:道路沿いRoadside、B:国立公園Nationalpark、C:農村Farm village

注2. 開発Development A:民間Private、B:公共Public

注3. 経営Management A:民間Private、B:公共Public

注4. 経営状況Business condition A:Eager意欲的、B:Redevelopment再開発を意図、  
C:Dilapidation廃れている

注5. 浦・小堀他(2013)で取り上げた温泉を除く。

### 3 チェンダオ土管温泉 (Chiangdao Drainpipe) (農村立地)

#### (1) 開発の概要

チェンダオ土管温泉はチェンダオ郡のメイテン川上流の左岸に位置する。付近には森林野生動物管理局がある。

この温泉はチェンマイ在住の数名の日本人が整備し、看板(2013年3月24日設置)によれば、2004年2月15日に建設と書いてある。

#### (2) 温泉・宿泊施設関係

温泉施設は文字通り土管で、当初は1カ所でスタートし、現在、8カ所の土管が整備されている(写真1)。脱衣場はなく、自然のままとなる。入浴客の大半が日帰りで、1時間程度の滞在となっている。

#### (3) 経営数値

入浴は無料で、経営数値は存在しない。チェンマイ在住の日本人が定期的に環境整備をしている。

これまで2回ほど調査したが、2013年3月24日の場合、すべての土管に入浴しており、タイ人・欧米人をはじめチェンマイ在住の方が多かった。

2015年8月21日の場合、女性二人組がTシャツ・短パンで入浴中だった。メイテンから月に1回来ている。バイク利用で、目的は健康・痩せるためとのこと。一人の方は日本語が話せた。

#### (4) その他

土管温泉は川沿いに位置し、その雰囲気は良い。土管によって温度が自然に調整されている。つまり川に近い土管の温度は低くなる仕組みである。手前にはほたるの湯があって、そこでは村人が食堂を営んでいる。

### 4 ほたるの湯 (Firefly) (農村立地)

#### (1) 開発の概要

バンコク在住の日本人が縁あって、チェンダオに別荘を建築し、その際、ほたるの湯の開発を行った。図3はほたるの湯のポスターである。完成は2009年7月。個人資産を100万円ほど投資した。面積は1RAI(1RAIは1,600m<sup>2</sup>)程度で、トイレ・電気設備・露天風呂2カ所を手続き上苦勞して造営した。

開業動機はチンプト村に住むカレン族(約20家族・80人程度)に仕事の機会を与えるため、しばらくして運営をカレン族に任せたのである。カレン族の村人は小屋を建て、食事を提供している。

#### (2) 温泉・宿泊施設関係

温泉施設は露天の岩風呂2カ所(写真2)で、宿泊施設はない。日帰り施設としての経営である。

#### (3) 経営数値

露天風呂の入浴料金は現在50B(B=パーツ。現在1B=約3.3円)で、原則、予約制



図3 ほたるの湯のポスター

となる。空いていれば、すぐに入浴は可能である。利用客は2人から100人程度/日で、冬季に利用が多い。隔離された岩風呂の露天風呂だが、日本人以外は水着入湯らしい。

#### (4) その他

開発者は2007年からほたるの湯の近くで日本レストランを経営していたが、赤字で2014年12月に閉鎖し、現在、ビジネスを拡大して、焼酎・梅酒・天然水などの製造・販売を行っている。

### 5 マンリカ温泉 (Manlika) (道路沿い) (農村立地)

#### (1) 開発の概要

マンリカ温泉はファン温泉に近接しており、農村部の主要道路沿いに位置し、温泉公園を形成している。土地は10RAIほどである。

開業は2013年3月29日で、6月6日に県知事がやってきてセレモニーを行った看板があった(写真3)。

しかし、2013年8月23日の調査時は開業4ヵ月とは言え、閉鎖状態にあった。村のリーダーが、別の現金商売(例えば、麻薬の売買など)に気が向いており、観光産業に対する意識が低いらしい。

#### (2) 温泉・宿泊施設

温泉公園の体裁をなしているが、温泉施設は空き家の状態で、廃れていた(写真4)。せっかく温泉施設を整備したが、その後が続かない。フェイスカオ村の温泉施設と同様の傾向だと思われる。

#### (3) 経営数値

経営数値は不明である。冬季に一度、調査すれば、その状態が把握出来ると思う。

#### (4) その他

主要道路に沿ってミカンと茶畑が広がっている。その他にカキ・トウモロコシ・タバコ畑・ゴムの木などが目に付いた。少数民族が労働に従事している。また、宿泊が出来るリゾートが点在している。経営努力をすれば、集客が出来ると思われる。

### 6 ファン温泉 (Fang) (国立公園立地)

#### (1) 開発の概要

ファン温泉はチェンマイ県北部に位置する。温泉はドイファー ホームポック国立公園(敷地は350RAI)に立地し、温泉公園をなしている(写真5)。遊歩道が整備され、いくつかの源泉を公開している。

公園の入園料はタイ人20B・外国人200Bである。開業は2000年で、敷地は10RAIを数える。源泉は40ヵ所、泉温は50~87℃である。間欠泉(写真6)は1980年代後半に掘削し、42mを噴き上げる。温泉は地熱発電にも使われている。

ウシなど動物が温泉を含んだ土(塩分を含む)を食べており、温泉湧出は約50年前から確認されていた。

#### (2) 温泉・宿泊施設関係

主な付帯施設は温泉施設・露天風呂・売店・食堂・マッサージ室・コテージなどがあ



写真1 チェンダオ土管温泉の様子



写真2 ほたるの湯の個室浴場(露天風呂)



写真3 マンリカ温泉の看板



写真4 マンリカ温泉の廃れた温泉施設



写真5 ファン温泉の温泉公園



写真6 ファン温泉の間欠泉



写真7 ノーンクロック温泉の露天風呂



写真8 ポンバンバーン温泉の露天風呂

る。

温泉施設は個室浴場12棟・露天風呂・足湯などがある。個室浴場の入浴料金は50 B、タオルは15 B、サウナは30 B、露天風呂(水着着用)は20 Bとなる。

コテージは11棟で、その内訳は6棟30人収容・5棟26人収容となる。

テントの利用料金は225 B / 3人用で、宿泊は90 B / 3人・60 B / 2人・30 B / 1人となる。

コテージは1泊2,000 B、テントの利用は30～180テント／日である。山の中腹にもテントサイトがあり、収容は700人／日を数える。

### (3) 経営数値

スタッフは80人で、公園全体では116人を数える。聞き取りをしたマネージャーはチェンマイ教育大学農学部を卒業し、入社1年目だが、以前はミカン会社で勤務経験がある。

年商は1,000万Bを数え、観光客は10数万人／年となる。1日平均300人で、月平均1万人に達する。その内約60%が温泉施設を利用する。

オンシーズンは12月と1月の冬季、オフシーズンは5月から9月までの雨季となる。観光客の内訳はタイ人80%・外国人20%で、タイ人は他県が50%を占め、外国人は欧米人が多い。

### (4) その他

ファン温泉はチェンマイ県を代表する温泉で、タイ北部では、サンカンペーン温泉に次いで、ジェーン温泉(ランパーン県)と共に、人気が高い。

## 7 ノーンクロック温泉(Nong khrok) (農村立地)

### (1) 開発の概要

ノーンクロック温泉はパラオ郡に位置する。開業は2003年11月で、開発は県が200万Bを投資して行い、現在、サンサイ村の村

人が管理・運営している。村人は約450人で、毎日4人で温泉施設を管理し、週に1回、トイレ清掃・園内の掃除をしている。

温泉は親の代からあり、シカが温泉の土を食べていた。源泉は4カ所を数える。

付帯施設は温泉施設・管理棟などとなる。管理棟の他に建物は3棟ある。具体的には1つ目はトイレ、2つ目は個室浴場(3カ所)とシャワールーム(3カ所)、3つ目は個室浴場(4室)である。残念ながらトイレ以外は使用不能である。冬季の前に改装するらしい。

### (2) 温泉・宿泊施設

温泉施設は露天風呂・個室浴場・シャワールームとなるが、現在、露天風呂以外は使用不能である。使用可能なものはプール(大きめの露天風呂)1カ所・小規模な露天風呂3カ所程度で、他に温泉卵の池が2カ所となる。

プールに入浴したが、未清掃で床にぬめりがあった。隣の露天風呂に入浴する夫妻に話を聞いた(写真7)。メイテンに住む方で、母親のお見舞いで郷里に帰り、その際に入浴をするとのこと。

冬季はテント持参でキャンプをする人が多い。多い時は1,000人／日、少ない時は30人／日を数え、日本人も来るらしい。

### (3) 経営数値

経営数値は不明である。温泉入浴は現在無料で、以前はチップをとっていた。現金収入の施設は存在しない。

観光客はタイ人70%・外国人30%の割合で、昨日はイスラエル人40人、本日は30人がやってくる。いずれもメーホンソン県のバーイ郡からのツアーの途中の立ち寄りである。

### (4) その他

現在、数人の軍人が事務所で滞在し、10ヵ月に及んでいる。源泉池に酔っ払いが誤って入って、死亡した例があるらしい。

環境と温泉施設は素晴らしいので、清潔な温泉を目指して努力して欲しい。

## 8 ポンバンバーン温泉 (Pong ban baan) (農村立地)

### (1) 開発の概要

ポンバンバーン温泉はプラウ郡メイペン村に位置し、「蓮の村」を意味する。村人に対する聞き取り調査によれば、2012年頃、県が開発し、村民が管理・運営をしている。面積は1 RAI程度で、一応、温泉公園となっている。源泉は新旧2カ所を確認した。付帯施設は温泉施設とキャンプ場となる。

### (2) 温泉・宿泊施設

温泉施設は2棟と露天風呂2つである。1棟は6カ所の「かけ湯」、もう1棟は4カ所の個室浴場である。しかし、露天風呂以外は閉鎖中で、露天風呂は水着着用となる(写真8)。入浴料金は個室浴場20 B・露天風呂10 Bである。係りは不在で、料金箱の中に入浴料金を入れる仕組みである。キャンプ場は整備されているが、廃れた感じがした。

### (3) 経営数値

経営数値は不明である。調査時期が8月という雨季のオフシーズンで、我々以外に人はいなかった。

### (4) その他

付近に別荘的な建物を数軒見かけたが、人の気配がなかった。雨季の時期に限れば、廃れた温泉となろう。

## 9 むすび

以上、タイ北部・チェンマイ県において、6カ所の温泉施設を事例として、その開発の実態と経営状況の概要を把握した。その結果、次の点が明確になった。内容的には、これまでの温泉調査の結果とほぼ同じである。

- ① 温泉施設の立地はいずれも自然環境に優れている。農村立地型・国立公園立地型に分けられる。
- ② 当初、動物が土(塩分)を食べており、温泉の存在を村人は認知していた。
- ③ 開発は公共系と民間系に分かれるが、民間系は日本人が関与している。

- ④ 経営は国立公園を除いて、村人など民間の力だけでは、経営努力や意欲に限界がある。
- ⑤ 農村部の温泉は、一般的に県や村が開発し、運営・管理は村人が行っている。しかし、大半は継続性がなく、廃れた状態に陥っている。
- ⑥ 温泉施設の開発は観光振興と村人の雇用確保となるが、国立公園とほたるの湯を除いて、うまく機能していない。
- ⑦ 宿泊施設はキャンプ場が主体で、国立公園ではコテージを整備している。無い場合は、付近のリゾートの利用となる。
- ⑧ 温泉施設は露天風呂(水着着用)の他に、個室浴場が整備されている。ただし、閉鎖中のものが多く、今後の課題となろう。
- ⑨ シーズンは冬季(12月と1月)がオンシーズンで、雨季(6月～10月)がオフシーズンとなる。調査時期は8月の雨季であり、機会があれば、冬季に調査を実施したい。
- ⑩ やはり交通機関の問題が大きい。公共交通機関は少なく、外国人の場合は、ツアーバスの利用となる。タイ北部在住の外国人は自家用車を利用するが、山道が多いので、厳しい部分もある。
- ⑪ 本研究は事例研究の積み重ねが進み、集大成の時期が来たと思われる。しかし、統計数値の把握は進んでおらず、野外観察と聞き取り調査の段階に留まっている。今後、補足的な調査を継続することで、本研究の体系的な整理に入りたい。

### 付記

本研究は大阪観光大学とタイ・ラチャブリック大学との「研究及び教育上必要とする分野での交流に関する覚書」による共同研究(テーマは「タイにおける温泉観光開発」)の研究成果の一部である。

なお、現地調査の年月日は表1に示した通りである。写真撮影は調査時に浦達雄が行った。

## 謝辞

各温泉施設における聞き取り調査の際、関係者やスタッフの皆さん、そして村人から大変親切な対応を頂いた。ここに記して謝意を表します。

## 参考文献(発行順)

地質調査所(1987):「タイ北部における温泉地の分布」同所、1枚。

松下正弘(2001):「タイの温泉(ナムローン)」温泉(日本温泉協会)・第69巻4号(通巻749号)(2001年4・5月合併号)、26～29頁。

高橋由紀夫(2008):『秘湯天国タイだもーん』、あゐ文社、190頁。

浦達雄(2009):「湯遍路旅日記ーアジア・太平洋編ー」観光&ツーリズム(大阪観光大学観光学研究所・所報)・第14号、12～23頁。

浦達雄他(2011):「タイ・カンチャナブリーの温泉」温泉(日本温泉協会)・第79巻1号、3～5頁。

浦達雄(2011):「URAの湯遍路旅日記2010ー台湾・中国・タイを行くー」観光&ツーリズム(大阪観光大学観光学研究所・所報)・第16号、11～23頁。

浦達雄・小堀貴亮他(2012):「タイ・サンカンペン温泉における温泉観光開発」温泉地域研究・第18号、25～30頁。

浦達雄(2012):「URAの湯遍路旅日記2011ー中国・タイを行くー」観光&ツーリズム(大阪観光大学観光学研究所・所報)・第17号、11～25頁。

浦達雄・小堀貴亮他(2013):「タイ・チェンマイ周辺における温泉観光開発」温泉地域研究・第20号、137～142頁。

浦達雄(2013):「URAの湯遍路旅日記2012ー北京・山西省・チェンマイを行く」観光&ツーリズム(大阪観光大学観光学研究所・所報)・第18号、18～31頁。

徳本穰(2014):「タイ王国北部温泉紀行」温泉・第82巻2号、32～33頁。

浦達雄・小堀貴亮他(2014):「タイ北部・チェンライ県における温泉観光開発」温泉地域研究・第22号、29～34頁。

浦達雄(2014):「URAの湯遍路旅日記2013

ー中国・タイ編ー」観光&ツーリズム(大阪観光大学観光学研究所・所報)・第19号、11～21頁。

浦達雄・小堀貴亮他(2015):「タイ北部・メーホンソン県における温泉観光開発」温泉地域研究・第24号、21～28頁。

浦達雄(2015):「URAの湯遍路旅日記2014ー中国・タイ編ー」観光&ツーリズム(大阪観光大学観光学研究所・所報)・第20号、11～25頁。

浦達雄・小堀貴亮他(2016):「タイ北部・ランパーン県における温泉観光開発」温泉地域研究・第26号、31～38頁。

浦達雄(2016):「URAの湯遍路旅日記2015ー中国・タイ編ー」観光&ツーリズム(大阪観光大学観光学研究所・所報)・第21号、投稿中。

# フランスの温泉 現状と課題

## French Thermalisme – Current Situation and Issues

ジュアンド ヤスコ\*  
Yasuko JOUANDEAU

キーワード：温泉地 (hot spring place)・再編成 (reorganisation)・科学的立証 (scientific proof)

### 1 はじめに

#### (1) 研究に至る背景

日本では1987年に制定された「総合保養地域整備法」(リゾート法)により、大型リゾート開発に向け、また、急激な少子高齢化と、それに伴う健康保険の赤字増加が既に予測されており、日本の豊富な温泉や海水、自然を「健康資源」と捉えた有効活用を模索して多くの有識者がヨーロッパの温泉を視察してきた。しかし、フランスの温泉療法の制度に関する研究発表はみあたらず、また、視察後の成功例もあまり見られないようだ。

1992年末には日本のバブル経済が崩壊し、戦後の日本経済を長年牽引してきた機械・自動車産業のグローバル化による国内産業の空洞化が進み、長年不況が続いた。2002年にエステティック業が初めて公的に「業」として認められ、2003年頃には、アジアやアメリカ型の“スパ”が流行し、不況による休閒地の有効活用、温泉・海水等の活用法を含めた新しい「健康産業」の構築が期待され、地方自治体、温泉旅館はじめ、エステ、スパ関係者より筆者は観光と美容大国フランスの温泉活用に関する多くの問合せを受けた。

#### (2) 研究の目的と方法

筆者は、日本の温泉・海水・自然を豊富な「健康資源」と捉え、持続可能で長期滞在が可能な温泉地づくりと、SPAツーリズムの構築を目的とし、フランスのような観光先進国の温泉活用との比較分析も有益な手段と考

えて2005年よりフランスの温泉地の市長、温泉療法施設(以下テルメ)、温泉スパ、タラソテラピー・センター、観光局、専門フェア、メディア、温泉療法医、専門団体、関連企業、関連施設責任者等を対象に、ほぼ毎年1、2回渡仏して取材活動を続けてきた。その間、科学的な研究も進み、ここ数年で市場ニーズにマッチした人気のコスメ系の“スパ”も登場し、おそらくフランスの温泉改革が大きく変動したのは、丁度この10年に当たるようで、文化・歴史面も興味深い、フランスの温泉業界の整備と有効活用を中心にまとめてみたい。

### 2 フランスのSPAセラピー

フランスで“SPA”に対するコンセンサスはないが、本来ラテン語の“Sanitas Per Aquam”などの略で、“水による健康法”を意味するとされる。水とは物理的な作用と化学的な作用の両方が期待できる温泉療法(温泉水)と、タラソテラピー(海水)と、物理的な作用が期待できる水治療法(淡水)の3種の水を指す。医学として12の病症の治療やリハビリに、リラクゼーションやリフレッシュの温泉スパとして、観光客や住民向けに、また、スポーツ選手の疲労回復サポート等、様々な有効活用を試みる「ヘルスツーリズム」の拠点になっている。

最近では、温泉療法で培ったノウハウにより、アルツハイマー患者と家族の受け入れも

\*一般社団法人SPALOHAS倶楽部 (General Incorporated Association SPALOHAS Club)



行い、高い評価を受けている温泉地もある。食事や帰宅後も簡単にできる運動指導、生活習慣病に対するセミナー等を開催し、予防医学の場としても充実している。SPAだけに集中せず、観光大国のノウハウを活かし、人と車の空間を分けるなど、安心してリラックスできる心地良い地域全体の自然環境づくりにも注力し、家族でも理解されない症状を、理解し受け容れるスタッフや同病で悩む他者との交流により得る安堵感など、町全体の環境が整っていることが多い。価格面でも長期滞在しやすい仕組みが整っている。

### 3 フランスの温泉療法

#### (1) 温泉療法の歴史

フランスの温泉は、古代にはケルト人が既に治療の場として、またドルイド(ケルト人の祭司)の宗教儀式の場として利用していた。その後、古代ローマ帝国時代には、アルプス、ボージュ山脈、ピレネー山脈等の山間部を中心に更に温泉が発見され、現在は89ヶ所の温泉地が点在し、基本的に医療の場として約105の温泉療法施設 Thermé (以下、テルメ)が稼働している。現存する温泉地の3分の1以上が当時のものだという。毎年約55万人が温泉療法を受けに訪れている。

中世にはキリスト教会の締め付け等で後退したが、ルネサンス期より帝政時代までに医学・社会的に発展したという。アンリIV世は、初めてフランスの「ミネラル・ウォーター」に関する法的な憲章を1605年3月26日に発布した。19世紀には次に挙げる様々な要因で飛躍した。温泉発掘技術の進化、鉄道による「旅」という概念、ロマン主義、ナポレオン三世による貴族等を中心とした温泉利用が挙げられる。特に小さな町だったヴィシーは、ナポレオン三世が1861年7月より、ほぼ毎年のように温泉療養で滞在したため、多くの社会層がヴィシーの温泉療養を体験に来たという<sup>1)</sup>。その後の健康保険適用は後述する。

#### (2) 温泉の定義

フランスの温泉の定義は、ミネラル含有量、湧出温度、主たる陰イオンによる分類があるが、基本は化学物質の含有によるところが大きい。以下にCNETH資料やDr.Karine Dubourg(ダックス温泉療法研究所副所長)その他の資料にもとづき、まとめてみた。いずれにしても、温泉療法に適用する為には、治療効果をクリニックで立証する必要がある。

##### 【ミネラルの含有量による4段階の分類】

50mg/L以下(微量ミネラル含有水)、50~500mg/L(低ミネラル含有水)、500~1,500mg/L(中ミネラル含有水)、1,500mg/L以上(高ミネラル含有水)。

##### 【源泉より湧き出る温度(泉温)による分類】

温度による分類は20℃以下(冷泉)、20℃から35℃(低温泉)、35℃から50℃(温泉)、50℃以上(超高温泉)の4つに分類される。

##### 【主たる「陰イオン」による泉質分類】([ ] ≥12ミリ当量/l)

重碳酸塩泉(eaux Bicarbonatées)、硫酸塩泉(eaux sulfatées)、硫黄泉(eaux sulfurées)、塩化物泉(eaux chlorurées)、オリゴメタリック泉(eaux oligométalliques)

#### (3) 健康保険と温泉療法

1853年にフランス温泉気候医学会(Société Française d'Hydrologie et de Climatologie Médicales)が発足し、1945年に国民皆保険制度が開始となり、1947年にはクレノセラピー(crénothérapie)政令、1950年の公布により、元々温泉療法が多く利用されていた慢性疾患や症状に適用され、現在は12の疾患・症状(pathologies)に対して保険が適用されている<sup>2)</sup>。健康保険が適用される温泉療法と病症と比率は、表1に示すとおりである。

フランスの健康保険加入者であれば、毎年一度利用できるが、健康保険を適用する為には次の条件が必要となる。

- ・健康保険が適用される病症である
- ・医師の診断書

表1 健康保険適用病症・割合・温泉地数

病 症	温泉療法全体の割合	治療温泉地数*
リウマチ	75.3%	66
呼吸器疾患	9.3%	31
消化器官	3.5%	14
血管疾患	3.7%	13
皮膚疾患	1.7%	11
不安障害	2.6%	5
泌尿器系	1.2%	9
心血管疾患	1.4%	4
神経系	0.05%	3
婦人科系	1.0%	11
口腔粘膜系	0.04%	10
子供発達障害	0.01%	4

(注) CNETH2012年来日時資料を基に筆者作成。

表2 フランスの温泉療法の健康保険占有率の推移(%)

1990	1995	2000	2001	2002	2003	2010
0.94	0.78	0.70	0.68	0.64	0.62	0.17

(注) Comptes Nationaux de la Sante 2003と2010年の「0.17」はCNETH資料に基づき筆者作成。

・18日間(週6日間を3週間)同じ温泉地のテルメで治療を受ける

一般的に、保険適用は治療費の65%で、通常、フランス人の多くが加入しているMutuel(共済)を加えると100%保険適用になる<sup>1)</sup>。

#### 4 温泉療法の衰退と再編成

西洋医学の進歩は目覚ましく、100%自然療法である温泉療法の効果は疑問視され、また、年々健康保険全体に占める温泉療法の占有率が減少した(表2)。健康保険の赤字の増加も加わり、温泉療法の健康保険適用は、2000年代に入った見直し時期に関係行政機関より科学的効果の立証が強く求められた。

フランスの温泉地の多くは人口約5,000人の小さな町で、経済基盤を温泉療法に頼る地域が多い為、仮に健康保険適用が廃止となれば、訪れる療養患者数が減少し、多くの失業

者が出るだけでなく、町の存続さえ危ぶまれる<sup>1)</sup>。

#### (1) Conseil National des Exploitants Thermaux(全国温泉療法施設地開発評議会、以下CNETH)の設立

テルメに関係する組織は、CNETHへの取材によると大きく3つに分裂していたが、健康保険適用廃止の窮地に立たされ団結が迫られた。行政との交渉、国民への理解や温泉療法に懐疑的な医師等に対し、正確な情報発信強化を目的に2002年に、これら3つの主要温泉療法施設関連団体がCNETHとして統合された。

その後も暗中模索で続けたフランスの温泉療法であるが、フランスを中心に温泉療法に健康保険が適用される国々の間であれば、どの国でも温泉療法の健康保険適用が受けられるようになった。但し、各国の健康保険適用

法は異なるため、計算は相当難易だという。

筆者が調べたところによると、運営費等は次のような仕組みによる。

運営費は各温泉療養患者より1.5 €、広報活動費は各温泉療法患者より1.5 €、研究費は各温泉療法患者より1.5 €を徴収して、年間予算は240万€。日本の入湯税とは違い、全て民間の機関により賄うシステムが構築されている<sup>2)</sup>。

現在、温泉療法に関連する団体は、下記の8団体に整備され、毎年一度は必ず8団体のトップが集合して意見交換を行い、横のつながりも重視しているという。

FTCF : federation of balneotherapy and climatism (フランス温泉気候連合会)

CNETH : representation of spa companies (温泉療法施設開発評議会)

ANMCT : representation of spa towns (温泉地市長町長協会)

AFRETH : association for research in balneology (温泉療法研究協会)

SNMT : union of spa doctors (温泉療法医連合)

SFMT : society of hydrology (温泉療法学会)

AFTH : association of technicians and quality managers (技術者、品質管理者協会)

FFCM : association of patients receiving spa treatments (温泉療法患者の協会)

## (2) AFRETHの設立から現在まで

CNETHは、2004年に温泉療法を、より科学的に立証する目的で、“Association française des recherches Thermales”(以下、AFRETH)を設立し、毎年、テーマを決めて、研究実施の募集を行っている。

最初に実施したのは、フランスの温泉療法で最も利用者が多いとされる「変形性膝関節症」で、その後、軽度のうつ病などの不安障害を対象とし、「STOP-TAG」、「メタボリズム」、「乳がん術後の心身のケア」等、人々

のニーズに適した病症に対し、また、過去の研究により、効果が立証できそうな病症に対して更に研究を進め、実際に温泉地で治療を行っている<sup>2)</sup>。

完治を目指すというよりも、副作用のない100%自然療法による減薬効果、日常生活の質の改善に重点を置き、同時に3週間の滞在中に“食”の改善や帰宅後も簡単にできる“適度な運動”により、生活習慣の改善を図り、予防医学としても有効活用している<sup>2)</sup>。

2010年には、AFRETHの科学審議会会長であるDr.Roquesはじめ研究者等が、フランス医学アカデミー設立10周年記念に招かれた際、民間療法的な温泉療法に懐疑的なアカデミー会員が、科学審議会会長Dr.RoquesをはじめとするAFRETHの発表に、満場盛大な拍手で功績を讃える程に成長していた。

このAFRETHの研究維持費は筆者調べによると、次の3団体がそれぞれ年間定額出資している。

およその内訳は、CNETHが各健康保険適用温泉患者より2€、ANMCT(温泉市長町長協会)が年間最大20万€、それにFTCF(温泉気候連合会)が出資している。温泉療法と一般的な治療で結果比較したものと、新しい温泉療法介入を評価するR&Dとスタディの2種類があり、R&D関係のスタディは全てCNETHが出資している<sup>2)</sup>。

CNETHが2006年に78ヵ所の温泉地で約11万人強の温泉療法者を対象にしたアンケート調査(Enquête curistes 2006)では、身体的痛みの緩和71%、減薬できた50%、QOLが改善した52%、また、改善した状態が長期間持続することも分かった<sup>3)</sup>。

## (3) 研究例: STOP-TAG(Trouble anxieux généreux/不安症をストップする)

研究例の一つ挙げれば、フランスには精神科を専門とする温泉地が、バニェール=レ=バン(Bagnères-les-Bains)、ディヴォンス=レ=バン(Divonne-les-Bains)、ネリ=



写真1 ソージョン市テルメ  
ヒポクラテス 電気・水治療とある  
(注) 2016年9月筆者撮影。



写真2 ソージョン市テルメの温泉療法用浴槽  
(注) 2015年10月筆者撮影。



写真3 ソージョン市テルメ温泉療法施術



写真4 ソージョン市テルメ温泉療法施術  
(注) 写真3と4は、Thermée de Saugeon提供による。

表3 温泉療法グループとParoxetineグループの8週目の改善・完治状態

	温泉療法グループ	Paroxetine グループ
8週目に50%以上改善	56%	28%
8週目に30%以上改善	83%	57%
8週目に治った患者 (HAM-A が7以下)	22%	7%

(注) AFRETH Presse releaseに基づき筆者作成。

レ＝バン (Neris-les-Bains)、ソージョン (Saugeon)、ウッサ＝レ＝バン (Ussat-les-Bains) と5ヵ所ある。軽度のうつ病等の不安症の治療で、一般的投薬 (Paroxetine) による副作用が問題視され、同時に1978年頃からの研究発表で効果の立証が期待できたことにより、研究の実施に至った。

研究方法は、温泉療法のグループ117名と一般的に投薬される Paroxetine 使用のグループ120名に分けて研究を行った (表3)。

治験中に治験者が訴えた不快症状の数は、温泉療法グループは66で、Paroxetine投薬グループは148と温泉療法グループが明らかに訴える数が少なかった<sup>4)</sup>



写真5 ダックス市長フォルテ氏(右)と温泉療法担当の副市長ヴィアル医学博士  
(注) 2006年10月筆者撮影。



写真6 ダックス市のペロイド製造工程(一部)  
(注) 2016年9月筆者撮影。



写真7 ダックス国立温泉療法研究所研修用設備



写真8 ダックス市テルメのホテル部屋  
(注) 写真7と8も筆者撮影。

## 5 温泉地の取り組み例

### (1) ダックス市

フランスの南西アキテーヌ地方ランド県の都市で、アズール河流域に位置し、古くはフェニキアの兵士とリウマチの犬の逸話が残るほど温泉療法の歴史は古い。人口約2万人に対し、約5万5千人の療養患者が訪れ、テルメも通常、1～3軒のところ、ダックスでは、14～15軒も建つ。

#### 1. 再生計画の背景

2006年10月に取材した際、当時の市長ジャック・フォルテ氏(任期1995～2008。現在はガブリエル・ベロック氏)、温泉観光担当副市長、観光局長はじめ、関係者等が熱心に対応してくれた。前述のフランスの温泉

療法衰退により、エクス＝レ＝バンなど、他にも様々な取り組みは試みられたが、1995年にフォルテ氏がダックス市長に就任し、始めた改革は、おそらく最もインパクトが強かったようだ。

#### 2. 温泉地契約とプロセス

ランド県における温泉療法の経済的価値を具体的に確認するため、県内22軒のテルメ(ほぼ全員)の責任者が一堂に会し、温泉療法による直接、間接的な経済効果等を議論し、それぞれを数値化して確認し、潜在的な問題をも表面化して向き合った。同時に、理想の温泉地というアンケート調査も参考にしながら、歴史、文化、住民の希望を尊重しつつ、短・中・長期的に一貫性のある温泉療法

と観光促進を戦略的に進めるための事前調査を実施した。これにより、2000-2006年の「温泉地契約」を結ぶに至った（その後も更新）。

この「温泉地契約」とは、国、地方、県、市町村が一定期間（およそ5～6年）において「温泉事業と観光促進」を一体化させ、各々が負担する上限は事前に定め、各事業に対して事前に実施する調査結果を厳しく精査し、範囲内で各機関が自由に負担額を決めるか、全く負担しないかで、残りは町が負担するというシステムで、今は形を変えたようだ。

### 3. 「温泉地契約」により実施された代表的な計画の一部

- ・アズール河沿岸の遊歩道の整備
- ・高品質の温泉療法提供を目的にペロイド工場建設・運営
- ・国立温泉療法研究所の設立
- ・公園の整備
- ・観光局をガラス張りの明るい雰囲気「温泉観光局」としてリニューアルし、町のあらゆる情報に一貫性をもたせた。

「温泉地契約」だけに頼らず、PCを使い自由で新しいシニア世代の変化にも着眼し、BtoC展示会への出展や医学系雑誌以外の広告、テレビCFなど抜本的な見直しを行った<sup>1)</sup>。

### 4. 結果

ダックス市の「温泉地契約」にもとづく21世紀型の湯治場づくりは大成功を取めたわけではない。長年改革に全力を投じた市長のフォルテ氏を筆頭としたチームは、2008年の市長選で失脚した。しかし、1995年に既に温泉地改革に取り組んだ強いリーダーシップは、その後のCNETH設立などのフランスの温泉業界整備に向けた大きな原動力となったように思われる。「温泉地契約」は現在廃止されたようだ。

## 6 結論と課題

2006年にエックス＝レ＝バンで開催された第一回「ヨーロッパ・スパ・リゾート・シ



写真9 カンポ＝レ＝バン温泉テルメ外観

ンポジウム」は、今、UNESCOの歴史遺産暫定リストに上り、2016年にESPA (European Spa Association) 総会開催を機に、CNETHの現会長Dubois氏はESPAの会長に、代表のBouvier氏も代表に就任し、ヨーロッパ規模で温泉療法がまとまっているように見える。

需要が多いであろう「乳がん患者の心身のケア」、「メタボリズム」等、生活の質を改善する温泉療法が進化し、そこで培ったノウハウにより、「アルツハイマー患者と家族」に一時の心身の静寂をももたらしている<sup>5)</sup>。

10年間の現地取材調査で明らかとなったのは、健康保険廃止の危機に晒され、温泉の力と必要性を信じて、暗中模索、強いリーダーシップをとり続けた数名が中心となり、自力で抜本的な改革と業界再編成をし、運営・研究費の捻出を可能にし、21世紀型の温泉療法の実現へ結びつけたことである。フランス温泉療法の今後の課題としては、世界的なスパ・ブームのなかで、温泉スパとして、コスメやプログラムに改善の余地があると考え

### 付記

本研究は、2006年より専門紙や温泉関連研究会等をはじめ、日本温泉地域学会第26回と第28回研究発表大会にて発表した内容と、日本温泉気候物理医学会雑誌第76巻寄

稿（筑波技術大学院 殿山希、成島朋美共著）と第77巻ランチョン・セミナー2で掲載されたものに追記、修正を行い、フランスの温泉療法の概要をまとめ、考察を加えたものである。なお、各温泉地の取り組みや温泉療法研究結果は一例のみ紹介するに留めた。

#### 謝辞

日本とは全く温泉文化も制度も異なるフランスの温泉療法のシステムは、日本人には非常に分かり難く、困難な聞き取り調査に対して、常に根気よく親切に正確に対応された取材当時のダックス市長と副市長、また、CNETH、AFRETHはじめ多くのフランスの温泉関係者の方々に心よりお礼申し上げます。

#### 注・参考文献

- 1) Dax市：2006年10月筆者現地取材と提供して頂いた資料による。
- 2) CNETH/AFRETH 2010年～2016年フランスと日本に於ける筆者取材による。
- 3) La médecine thermique édition 2010、CNETH発行P.2。
- 4) AFRETHプレスリリース及びThermé de Saujon2013、2015、2016年筆者現地取材による。
- 5) Cambo-les-Bains 2013年、2016年筆者現地取材による。

## 温泉裁判例研究

### 配湯権の明認方法を認めた事例

#### A Case in which a Means of Explicit Acknowledgement of Right to Supply of Hot Spring Water as a Claim was Approved

清水 恵介\*  
Keisuke SHIMIZU

キーワード：温泉利用権 (right to supply of hot spring water) ・明認方法 (means of explicit acknowledgement)

判決日・出典：東京地方裁判所平成23年4月25日判決・判例集未登載 [LLI/DB参照]、東京高等裁判所平成23年10月19日判決・判例集未登載

対象事件名：【第一審判決】東京地裁平成20年(ワ)第18181号損害賠償等請求事件、  
【控訴審判決】東京高裁平成23年(ネ)第4313号損害賠償等請求控訴事件

裁判結果・上訴等：【第一審判決】請求一部認容・控訴、【控訴審判決】控訴棄却

【事件の概要】 本件の温泉利用権を継続的債権関係としての配湯権であるとしつつも、この配湯権の第三者対抗要件として、明認方法の具備を認めた事例

#### 1 事実

① X1は、甲土地及び甲土地上の乙建物(以下、甲土地と併せて「X1物件」という。)を所有し、別荘として使用し、X2は、丙土地及び丙土地上の丁建物(以下、丙土地と併せて「X2物件」という。)を所有し、本宅として利用している。

② 本件マンションは、Aが平成2年頃に分譲販売した戊土地上のマンションであり、Y1は、本件マンション〇号室の所有者である。

③ア Aは、昭和63年6月30日、Bとの間で、Bが所有する己土地の一部に係る温泉掘削について、次の内容の協定(以下「本件協定」という。)を締結した。

(ア) Bは、Aに対して、Aの責任と負担による温泉掘削を承諾し、Aは、Bに対して、温泉採取権の10%を譲り渡す。

(イ) 温泉掘削工事終了後、己土地のう

ち30坪をB及びAの共有名義(B10%、A90%)として登記し、更に、そのうちの1坪については、同比率の共有により鉱泉地として登記する。

イ Bは、平成2年6月14日付けで、県知事から、己土地に温泉法に規定する動力装置の設置許可を得、同年7月9日、同知事に対して、動力装置工事終了届を提出した。

ウ 本件温泉は、前記イの温泉掘削により湧出したものであるが、ポンプにより一旦本件マンション敷地内にあるタンク(以下「本件タンク」という。)まで供給され、更に本件タンクから本件マンションの各戸の浴室に供給される設備が設けられている。

エ Bは、平成3年12月27日、己土地から、4筆の土地(以下「本件鉱泉地」という。)を分筆した。

④ア X1は、平成14年9月30日、X1物件

\*日本大学(Nihon University)



を購入するとともに、また、X2物件の前々所有者であるCは、平成14年12月26日、それぞれAとの間で、次の条件で、Aが所有するとする温泉の供給を受ける旨の契約（以下、X1との契約を「本件供給契約1」、Cとの契約を「本件供給契約2」という。）を締結し、各自権利金200万円をAに支払った。

(ア) 有効期間 X1につき10年間、Cにつき11年間 ただし、更新することができる。

(イ) 1か月当たりの基本料金（10㎡まで） 6500円

(ウ) 超過使用料 1㎡当たり650円

(エ) 権利金200万円

(オ) Aによる温泉供給設備の終点は、本件タンクまでとし、それ以降は、X1・Cがそれぞれ管理する設備・施設による。

イ X1とAは、同年10月15日、また、CとAは、平成15年2月10日、それぞれ上記アの温泉供給を受ける権利を担保するため、Aが所有するとする温泉に係る温泉権に質権を設定する旨合意した。

⑤ Cを相続したDは、平成18年11月20日、X2に対して、X2物件を売却したが、その際、X2はDの温泉等の権利義務を承継するとされた。

⑥ 本件タンクからX1物件及びX2物件（以下「Xら物件」という。）まで温泉を供給するポンプ（以下「本件ポンプ」という。）は、Xらが所有・管理し、平成19年2月23日頃まで、本件タンクの傍に設置されていた。

⑦ Aは、X1に対して、平成18年12月1日付けで、本件供給契約1に係る温泉供給について、維持費等の累積赤字が増大し、維持できなくなったとして、温泉供給が同月頃までになると通知した。

⑧ア Y1を代表者とするY2組合は、B及びAとの間で、平成19年2月15日、Y2組合が、Bから本件鉱泉地を150万円で、A

から温泉施設（温泉権権利（温泉に関わる全ての権利）、温泉井戸、温泉井戸に付帯する全ての施設・設備、本件タンク及び付帯する全ての施設・設備、温泉井戸から本件タンクまでの送湯管及び付帯する全ての施設・設備）を1,050万円で、それぞれ買い取る旨の契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。

イ Y1外9名は、本件鉱泉地について、いずれも、同年2月23日売買を原因として所有権移転登記（Y1の持分24分の15、外9名の持分各24分の1）を経由した。

⑨ア 本件ポンプに係る電気需給契約は、同日、解約された。

イ Y1の内縁の夫であるEは、その頃、本件タンクの傍にあった本件ポンプを撤去した。

ウ 前記ア、イの結果、現在、本件温泉は、本件タンクまで供給されているが、Xら物件には供給されていない。

⑩ そこで、Xらは、本件温泉の湯口権者であるAから、主的に慣習法上の用益物権としての分湯権を、予備的に継続的債権関係としての配湯権を取得したとして、Aから湯口権者としての地位を承継したにもかかわらずXらに対する本件温泉の供給を妨害しているとするYらに対して、分湯権ないし配湯権に基づいて、温泉の供給及び温泉の供給を受ける権利の確認を求めるとともに、民法709条、719条に基づき、Yらの温泉供給妨害行為によって被ったとする損害の賠償等を求めて訴えを提起したところ、本件第一審判決が、配湯権の確認及び一部の損害賠償につき請求を認容したため、Yらは控訴したものの、本件控訴審判決も第一審の判断を支持して控訴を棄却した<sup>1)</sup>。

## 2 判旨

以下、配湯権の第三者対抗力をめぐる争点につき、控訴審判決で一部補正された第一審

判決の判示部分を掲げる（下線部は、控訴審判決での補正部分を示す）。

① Aの湯口権について

「前記前提事実によれば、本件温泉は、Bの名義で行われた温泉掘削工事により、己土地から湧出したものであるが、AとBは、それに先立つ本件協定において、Aがその責任と負担によって温泉を掘削し、Aは、Bに対して、温泉採取権の10%を譲り渡すことを合意しているものであり、本件証拠上、Bが本件温泉の掘削工事の費用を負担したというような事情は一切うかがわれず、むしろ、Bの陳述書には、『申請は私の名前でなされていました。』との記載があることに照らすと、本件温泉の掘削工事は、Aの責任と負担によって行われ、その湯口権は、Aが原始的に取得したと認めるのが相当である。このことは、A及びY2組合のほか、Bも契約当事者となっている本件売買契約において、Y2組合がAから温泉権権利(温泉に関わる全ての権利)その他を買取る旨約していることから明らかである。

この点、Yらは、本件協定と異なり、湧出地はAとBの共有になっておらず、また、BはY2組合員に対して湧出地の購入を求めたとして、Aは、掘削工事代金を負担できなかったなどの事情より本件温泉の湯口権を取得できなかったもので、本件売買契約の対象は、温泉供給施設の所有権等にすぎないと主張する。しかし、湯口権は湧出地の所有権とは別個の権利というべきである上、仮に、Aにおいて、温泉掘削工事を依頼したと考えられるFに対して、工事代金の支払を滞らせていたとしても（なお、Xら代理人作成の電話聴取報告書によれば、Fは工事代金全額を受領したとされている。）、温泉掘削工事の費用を負担していないBとの間で、湯口権の帰属が変更されるものではない。また、本件売買契約においては、温泉井戸、温泉井戸に付帯する全

ての施設・設備、本件タンク及び付帯する全ての施設・設備、温泉井戸から本件タンクまでの送湯管及び付帯する全ての施設・設備とは別個に、温泉権権利(温泉に関わる全ての権利)が売買の対象として明示されているのであるから、その対象を温泉供給施設の所有権等にすぎないと解することはできないというべきである。よって、Yらの上記主張は採用できない。」

② Xらの分湯権又は配湯権について

「ア 前記前提事実④⑤によれば、X1及びCは、本件供給契約1及び2により、本件湯口権を有するAに対して、本件温泉の供給を受ける継続的債権関係としての配湯権(本件配湯権)を取得したというべきである。

この点、Xらは、X1及びCがAに対して慣習法上の用益物権である分湯権を取得したとするが、本件供給契約1及び2では、更新ができるとはいえ有効期間が10年間又は11年間とされ、かつ、X1及びCの権利を保全するため質権を設定するとされているのであるから、X1及びCの権利を用益物権と解することはできない。他方、Yらは、X1及びCが取得した温泉に係る権利は、本件温泉についてものではないとするが、前記前提事実④⑤によれば、X1及びCが取得した権利が、本件温泉についてのものであり、湧出地の地番として鉱泉地の分筆前の地番が表記されたにすぎないことは明らかであるから、Yらの主張は採用できない。

イ そして、前記前提事実③エ、⑥に加え、証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件タンクの傍に本件ポンプが存在し、それに対して電気が供給されており、本件マンション以外にも本件温泉が給湯されていることを外部から認識することは容易であったと認められるのであるから、X1及びCは、本件配湯権について、本件湯口権を承継取得した第三者に対する対抗要件としての明認

方法を具備したというべきであり、これに反するYらの主張は採用できない。

ウところで、前記前提事実⑤によれば、X2は、Cを相続したDから本件配湯権に係る権利義務を承継したもので、本件配湯権の譲渡性が問題となるが、証拠及び弁論の全趣旨によれば、Cが本件供給契約2において遵守すべきとされた温泉供給規定3条<sup>2)</sup>では、配湯を受ける権利のみを譲渡することはできないと定められており、X2物件と共にする本件配湯権の譲渡は許されていたと認められる。したがって、X2は、Aに対して、本件配湯権を主張できるというべきである。

なお、Yらは、X1及びX2の前々主であるCに対して温泉を供給する契約が、Aからの一部譲渡にあたるので、本件協定の第9条<sup>3)</sup>により、当該譲渡につきBの同意が必要となるところ、それが無い以上、Xらは本件配湯権を取得していないと主張する。しかしながら、同条の規定は、本件協定の全体の内容に照らして、本件湯口権の譲渡に関するものであるというべきであるから、上記主張は前提を欠くことになる。

また、Yらは、C及びDが、本件温泉の使用料を支払っていなかったので、本件配湯権は既に消滅していると主張し、Aの代表者がこれに沿う陳述をしているが、少なくともCらが使用料不払を理由としてAから本件供給契約2を解除されていたことを認めるに足りる証拠はないから、上記主張は認められない。

- ③ 「そして、前記前提事実⑧アによれば、Y2組合は、本件売買契約により、Aから本件湯口権を譲り受けたものであるが、前記②によれば、Xらは、本件湯口権を承継したY2組合に対して、Xらの本件配湯権を対抗することができることとなる。

この点、Yらは、本件売買契約により、Aに対する湯口権の設定行為は合意解除(実質的には債務不履行解除)されたと主

張するが、本件売買契約の内容をそのように解することはできないというべきであるから、Yらの上記主張は採用できない(なお、Yらの主張を前提としても、湯口権の設定行為の合意解除又は債務不履行解除は、対抗要件を備えた第三者であるXらに対抗できない。)」

- ④ 「以上からすると、Xらは、Y2組合及びY2組合の組合員であるY1に対して、本件温泉の供給を請求することができ、それを争っているYらとの間で、本件温泉の供給を受ける権利の確認を求めることができる。」

### 3 評釈

#### (1) 温泉利用権(第二次温泉権)の性質決定—分湯権か配湯権か

本件第一審判決及び本件控訴審判決(以下、これらを併せて「本件各判決」と言う)<sup>4)</sup>は、Xらの温泉利用権(第二次温泉権)は温泉の債権的利用としての配湯権であるとするものの、そもそも配湯権なのか、それとも温泉の物権的利用としての分湯権なのかの区別は必ずしも判断としない。一応のメルクマールとして、次頁の表に掲げたものが知られている<sup>5)</sup>。

この点、本件各判決は、①「本件供給契約1及び2では、更新ができるとはいえ有効期間が10年間又は11年間とされ」ていること、②「X1及びCの権利を保全するため質権を設定するとされている」こと<sup>6)</sup>から、慣習法上の用益物権である分湯権ではなく、継続的債権関係としての配湯権を取得したと認定したものの、上記(b)によれば、むしろ長期に属するともいえる。また、(d)にいう権利金として200万円の支払もある上、(f)との関係でもDからX2への譲渡を許容しているのであるから、本件事例の下でも十分に分湯権と解する余地があった。少なくとも本件のように、温泉利用権を保全するための源泉権質の設定等により、当事者間に物権化の意思が

表 分湯権と配湯権の区別のメルクマール

	分湯権（物権的利用）	配湯権（債権的利用）
(a)	供給される温泉の量が、源泉権者の意思から独立して一定の割合によって客観的に保障される場合	供給される温泉の量が、源泉権者の意思や都合によって一方的に左右される場合（ex. 余湯利用権）
(b)	温泉の供給期間が、たとえば10年、20年という長期の場合、さらには、永久あるいは半永久という場合	温泉の供給期間が、たとえば一時的であるとか、3年、5年という比較的短期間の場合
(c)	温泉利用者の支払う対価が、源泉の掘削、その維持管理費用等、源泉権者の投下資本の一部を分担するものである場合	温泉利用者の支払う対価が、温泉利用に対する賃料的性格のものにとどまる場合
(d)	温泉利用者が、権利金等、源泉権の対価ともいべき性質の対価を支払っている場合	温泉利用者が、かかる対価を支払っていない場合
(e)	源泉施設の維持・管理に対し、温泉利用者が一定の発言権その他の権限を有している場合	源泉施設に対する温泉利用者の権限が弱い場合
(f)	第二次温泉権の譲渡・転貸の自由が保障されている場合	第二次温泉権の譲渡・転貸が禁止され、あるいは処分の自由が制限されている場合

(注)筆者作成。

存する場合には、物権的利用権（分湯権など）と同様に、明認方法による対抗力の具備を認めて差し支えないであろう。

## (2) 温泉権の明認方法をめぐる裁判例の展開

明認方法をめぐる裁判例は、立木に関する大審院明治33年2月16日判決（民録6輯2巻46頁）にまで遡ることができるものの、温泉権については、当初むしろ、明認方法を不要とするものが目立っていた<sup>7)</sup>。

このような状況を変え、源泉権が通常、源泉地盤の所有権と独立して処分されるとの地方慣習法が存する限り、「民法第177条ノ規定ヲ類推シ第三者ヲシテ其ノ権利ノ変動ヲ明認セシムルニ足ルヘキ特殊ノ公示方法」を講じることが第三者対抗要件であるとしたのが、いわゆる「鷹の湯事件判決」（大審院昭和15年9月18日判決（民集19巻19号1611頁））である。これを受けて、慣習上の明認方法についての立証を要求した裁判例が続出することとなる<sup>8)</sup>。

もっとも、「鷹の湯事件判決」自体は、明

認方法として、温泉組合ないしは地方官庁の登録、立札その他の標識、温泉所在の土地自体に対する登記といったものを例示するものの、何が明認の具体的方法なのかを特定しておらず、その後も最上級審レベルでの判例が出現していないために、その判例法理は、極めて不明瞭なままとなっている。

そうした中、“施設によって現実に温泉権を継続して管理・支配しているという事実”が明認方法であるとする川島武宜の見解（川島説）が出現し、いくつかの裁判例が採用するところとなった<sup>9)</sup>。

本件各判決が、温泉の債権的利用としての配湯権につき、施設（本件ではタンクの傍らにあったポンプ等）の存在から明認方法の具備を認め、これを配湯権の第三者対抗要件として源泉権の譲受人に対する配湯権の対抗力を認めた結論もまた、川島説の帰結にほかならない<sup>10)</sup>。

## (3) 川島説の帰結と通行地役権判例（第三者性構成）の近接性

施設による緩やかな明認方法を求める川島

説の当否を検討する上で、承役地譲受人に対する未登記通行地役権の対抗力を認めた最高裁平成10年2月13日第二小法廷判決（民集52巻1号65頁）が参考となるであろう。仮に川島説を採用せず、施設のみでは明認方法に当たらないと解したとしても、この最高裁判例を、温泉利用権に応用させ、源泉権譲受人の「第三者」性を否定する法的構成により、同様の結論を導くことがなお可能であると思われるからである<sup>11)</sup>。

このような理解が可能であるとすると、さらには、この判例法理を逆に川島説の文脈で捉え直し、前記の最高裁判例は、「物理的状況から客観的に明らか」な形で「継続的に通路として使用されていること」が通行地役権の明認方法であるものと捉え、これが地役権設定登記とは別異の第三者対抗要件となり得ることを示唆する判例として位置づけることも可能である<sup>12)</sup>。

すなわち、本件各判決と前記の最高裁判例とは、その法的構成（明認方法構成か第三者性構成か）が異なるのみならず、権利の性質（物権か債権か）も異なるものの、相互に応用可能であるように思われる。温泉利用権の場合、本件各判決のように債権としての配湯権の明認方法構成から出発をしつつも、これを物権としての分湯権の明認方法へと応用させることも可能であろうし、あくまで源泉権譲受人との対抗関係の枠内での第三者性の問題として構成し、これを配湯権や分湯権に応用させることも可能であろう。また、通行権の場合についても、前記の最高裁判例のように物権としての通行地役権の第三者性構成から出発をしつつも、これを債権としての通行賃借権の第三者性の問題へと応用させることも可能であろうし、これを一種の明認方法として構成し、これを通行地役権や通行賃借権に応用させることも可能であろう<sup>13)</sup>。

#### (4) 二重の公示方法与明認方法

かかる私見によれば、通行地役権については、従来の公示方法である地役権設定登記と

通路の存在による明認方法といった形で、同種の権利の変動について異なる二種の公示方法が併存することとなり、その当否が問題となる。

しかし、このような二重の公示方法は、決して稀有な現象ではない。例えば、不動産賃借権は、賃借権設定登記（民法605条）のほかに、借地借家法や農地法等で独自の公示方法が認められているし、動産譲渡担保権なども、占有改定（民法183条）等による民法上の公示方法と併存して、譲渡特例法による登記制度を設けるに至っている。また、明認方法との併存についても、立木法による登記が認められていながら、なお明認方法が容認されている立木の例が挙げられよう。

ただ、二重の公示方法が認められるに至るプロセスには、二つの異なる方向性があるように思われる。すなわち一方で、立木のように、従来、明認方法が認められてきたものにつき、新たに樹木の集団を対象とした登記制度による公示を可能にすることで、公示方法を多元化するという方向性（立木型）と、他方で、不動産賃借権のように、従来、賃借権設定登記による公示が可能であったものにつき、新たに特別法上の対抗要件を追加することで、公示方法を柔軟化するという方向性（不動産賃借権型）である。

この観点からすれば、通行地役権につき新たな明認方法を承認することは、不動産賃借権と同様、公示方法の柔軟化を意味するものとして積極的に捉えられることとなる。

他方、物権としての源泉権・分湯権や債権としての配湯権について施設による明認方法が認められるのであれば、逆に、これらの権利につき新たな登記制度を設けることは、公示方法の多元化としての意味をもつものの、立木法上の登記や動産譲渡登記の利用が実際上あまり活発には利用されていないと同様の運命をたどるおそれがある。

#### (5) 明認方法の類型化

本件は、温泉利用権者（第二次温泉権者）

と源泉権譲受人との対抗問題を施設による明認方法によって処理したものである。この解決は、源泉権者（第一次温泉権者）と泉源地所有権譲受人との対抗問題にも応用できよう。

しかし、源泉権や温泉利用権を二重に譲渡した場合に生じる対抗問題の処理にはどうか。本件のような対抗問題については、譲受人にとって温泉権の負担の有無を認識できればよいから、施設による公示で十分であるのに対し、このような二重譲渡の事例においては、譲受人にとって温泉権が誰に帰属しているのかを認識できなければ公示方法として不十分である。そのため、立札等による温泉権者の公示が必要となる。この点については、東京高裁昭和51年8月16日判決・判時837号47頁（神奈川県・箱根温泉）が立札による明認方法を認めており、参考になろう<sup>14)</sup>。

すなわち、債権譲渡の対抗要件（民法467条）が、簡便な債務者対抗要件（通知・承諾）と厳格な（債務者以外の）第三者対抗要件（確定日付のある証書による通知・承諾、譲渡登記）とで区別されているように、明認方法も対抗問題の相違に応じた類型化が必要と思われる。

#### (6) 結語

温泉権者を物権的に救済しようとするならば、本来的には、源泉地盤所有権を取得させるか（源泉権者の場合）、あるいは用水地役権の設定を認めるか（温泉利用権者の場合）が望ましいといえるものの、かかる合意の認定は現実的に困難であり、せめて明認方法を肯認することで対抗問題の次元で温泉権者を有利に扱うほかはないであろう。したがって、明認方法は、旧態依然とした慣習法上の公示方法というよりも、正式な公示方法（登記など）が期待できない取引類型における物権的救済手段として、現代的・積極的な意味をもつものというべきである。

#### 注・参考文献

- 1) その後、さらにYらから上告及び上告受理申立てがなされたものの、最三小決平成25年3月12日（裁判長・田原陸夫）は、上告棄却・上告不受理決定を下したため、Xらの請求を認容した本件第一審判決が確定した。
- 2) 本件供給契約2にかかる温泉供給契約書1条によれば、「甲〔A〕は、別に定める温泉供給規定に基づき本温泉を乙〔C〕に供給し、乙〔C〕はこの規定の条項を遵守しなければならない」とされているところ、本件温泉を受給者に配湯することについて必要な基本事項を定める温泉供給規定の3条は、「配湯を受ける権利は、そのみで譲渡処分したり、賃貸したり、担保に供したりすることは出来ない」と定める。
- 3) 本件協定書9条は、「甲〔B〕又は乙〔A〕が第三者に譲渡する場合は、甲乙話し合いの上で第三者に譲渡するものとし、第三者へ譲渡した場合においても本協定の内容は継承されるものとし、譲受した第三者が本協定に従わない場合には、譲渡人が全て責任を負う者とする」と定める。
- 4) 本評釈は、本件各判決を契機として執筆された2つの先行解説・論文（拙稿「伊東温泉における配湯権と明認方法」『温泉』81巻6号24頁（2013年）、同「温泉利用権の明認方法をめぐる序論的考察」村田彰先生還暦記念『現代法と法システム』561頁（酒井書店、2014年））に基づきつつも、そこでの考察をさらに推し進めたものである。それゆえ、内容的に重複する箇所については、可能な限りこれらの拙稿を引用するとどめた。
- 5) 渡辺洋三『温泉権論』（御茶の水書房、2012年）、211頁以下による。
- 6) 本件各判決が指摘した②の理由についても債権的利用の根拠とはならない点につき、拙稿・前掲注4）「温泉利用権の明認方法をめぐる序論的考察」、568頁以下参照。
- 7) 大審院判明治28年2月6日判決（民録1輯83頁、富山県）、東京控訴院昭和10年7月17日判決（新聞3873号5頁、長野県・浅間温泉）、東京控訴院昭和14年10月16日判決（新聞4517号12頁、長野県・浅間温泉、鷹の湯事件原審）。
- 8) いずれも大分県・別府温泉に関する大分地裁昭和29年6月28日判決（下民集5巻6号

985頁)、大分地裁昭和31年8月9日判決(下民集7巻8号2151頁)、福岡高裁昭和34年6月20日判決(下民集10巻6号1315頁)参照。なお、この最後の福岡高裁判決は、『温泉に関する法律的研究』(司法省調査部、1941年)の著者として知られる竹下利之右衛門氏が裁判長であった。

- 9) 山形地裁昭和43年11月25日判決(下民集19巻11=12号731頁、山形県・上山温泉)、東京地裁昭和45年12月19日判決(下民集21巻11=12号1547頁、和歌山県・白浜温泉)、高松高裁昭和56年12月7日判決(判時1044号383頁、高知県・安並温泉)、仙台高裁昭和63年4月25日判決(判タ676号109頁、岩手県・繋温泉)。なお、最初の山形地裁判決は、川島が山形地裁から依頼されて鑑定書を提出した結果、川島説に沿った判決が下されたというものである(川島武宜「物権的温泉利用権の設定とその『明認方法』」『温泉権』〔岩波書店、1994年〕187頁以下参照)。
- 10) この点についての詳細は、拙稿・前掲注4)「温泉利用権の明認方法をめぐる序論的考察」、567頁以下参照。
- 11) この点についての詳細は、拙稿・前掲注4)「温泉利用権の明認方法をめぐる序論的考察」、569頁以下参照。
- 12) この点についての詳細は、拙稿・前掲注4)「温泉利用権の明認方法をめぐる序論的考察」、571頁以下参照。また、通行地役権の判例法理を担保不動産競売の買受人にも及ぼした最高裁平成25年2月26日第三小法廷判決(民集67巻2号297頁)の評釈である横山美夏「判批」民商149巻2号148頁(2013年)は、「本判決は要役地所有者に、いわばインフォメーションセンターの役割を付与し、要役地の所有者に対する照会可能性に担保された通路としての継続的使用の外界の客観的明白性に、登記に代わる一種の明認方法ともいうべき公示力を与えているのではないかと考えられる」と述べ、村田大樹「判批」潮見佳男ほか編『民法判例百選I〔第7版〕』(有斐閣、2015年)123頁も、これを引用しつつ、最高裁平成10年2月13日判決「の示した法理が、『第三者』の解釈問題から離れ、上記の実質に近づいたとも理解する」と指摘する。

- 13) もっとも、第三者性構成から明認方法構成への転換にあたっては、慣習法による明認方法の承認が必要と思われるものの、前記最高裁判例の出現により、通路による通行地役権の公示が慣習法化したとも考えられるところであり、問題は回避できよう。
- 14) 拙稿「温泉権の二重譲渡と明認方法」『温泉』85巻1号(2017年)、26頁参照。

## 講演

## 群馬県の温泉資源の現況と特色

酒井幸子 (一般社団法人群馬県温泉協会)

ご紹介いただきました群馬県温泉協会の酒井と申します。

群馬県は大変温泉が多いので、旧新治村の温泉を中心にまとめて「温泉資源の現況と特色」というのがお声掛けいただいた長島先生の要望で、それに添えますかどうか分かりませんが、話を進めさせていただきます。

## 源泉数と湧出量の推移

この地図は関東地方で、群馬県の位置は現在大変海岸線から奥に入っております。猿ヶ京温泉はこのまま山の方に向かって三国トンネルを越えれば新潟県という所で、海岸線からかなり入っています。

実は地質年代で今から1千万年前はこの辺も海でした。群馬県にはその時の海水が残っていて、それが現在温泉として利用されているいわゆる化石海水型の温泉というもあります。磯部温泉など有名です。現在は海岸とは関係ないように見えても、地質年代で見えますと、かなり海で洗われていた一帯があったということで、海水そのものが地層に残ったり、あるいは海水の成分ですね、それが地層に残っていて、それを取り出して温泉として使っている、そんな状況があります。

温泉の資源というと、湧出量と源泉の数という話が出てくると思いますが、環境省のホームページにこういったデータが載っております。それをグラフ化して、上の図が全国のデータです。下が群馬県のデータです。

全国から申し上げますと、これは昭和49年からのデータで平成26年度まで段々源泉数が上がってきていることが分かります。平成20年度あたりから、源泉の数は横ばい傾向を示しています。点線で示す湧出量

も、源泉数の増加に伴って上昇してきています。源泉数が平成20年あたりで頭打ちになっています。それに伴い、総湧出量ももう増加をしていない、横ばいかちょっと減り始めているかなという状況です。

平成26年の集計で全国の湧出量は263万リットル、源泉の数が27,367本という報告がなされております。

下の図が昭和49年から平成26年度の群馬県の集計で、棒グラフを見ていただくと、やはり全国と同じように源泉の数は増加して、平成20年度あたりから横ばいです。源泉の数が確実に増加傾向を示しているにもかかわらず、総湧出量は全体的に言いますと横ばいよりも減っているかなというような感じで推移しております。

## 群馬県の温泉分布状況

これは今から24年前の平成4年の群馬県の温泉分布状況図です。一つの温泉地で源泉数は複数あるところもありますので、ここは何々温泉という温泉の数で、赤は泉温25℃以上の温かい温泉、青は泉温25℃未満の冷鉱泉です。群馬県の温泉の分布を見ますと、北側には温かい温泉、南側には温かい温泉は見られないという特徴が綺麗にありました。

群馬県の人間は「鶴の形の群馬県」と言うのです。小さいときから上毛カルタで頭に刷り込まれているので、これが鶴に見えるのです。このくちばしの部分には温泉はなかったのです。群馬県の温泉の空白地帯と言われておりました。

日本中であまり温泉がなかった平野部に千メートル以上の掘削をして温泉をというブームがありまして、群馬県の大深度掘削という



のは平成5年から始まっています。ですからこれは平野部で大深度掘削が始まる前の群馬県の温泉の分布です。それを先ず頭に入れておいていただきたいと思います。

これが平成17年の分布、今の平成28年も同じような分布です。これを見ていただくと分かると思うのですが、かなり温泉の数が増えた、温泉地の数が増えたとともに、南側の温かい温泉がなかった地帯に非常に増えてきた。しかも温泉の空白地帯と言われたこの首の部分、平野部にも温かい温泉が出てきました。

現在、群馬県の平野部で大深度掘削、千メートル以上の井戸が30本くらいありますけれど、非常に特徴的なのはその使い方です。でも、温泉を利用した宿泊施設は一軒もありません。平野部で開発された温泉というのは多くは日帰り温泉施設、あるいは福祉施設、病院などに使っているところもありますが、宿泊施設がないということなのです。

まとめてみますと、群馬県には五つの活火山があります。日光白根、赤城、榛名、浅間、草津白根で、太平洋側から活火山のあるところを結んだいわゆる火山前線というのがあります。群馬県はこんな形で、先ほど群馬県の南側には温かい温泉は見られないという過去のデータを示しましたが、左側の図は、いわゆる平野部の大深度掘削が始まる前は、非常に綺麗に火山前線で分けることができました。現在は向かって右側の図のように、黒丸が温かい温泉で、白丸が冷たい温泉ですが、万遍なくある。火山前線という言葉がこの温泉の分布に何の意味も持たないような状況を現在は示しています。

### 群馬県の温泉地宿泊者数の推移

環境省のデータをよく見ますと、温泉旅館の数と温泉に泊まったお客様の数が載っています。上の図が全国の数値です。これは平成元年からのデータを示してあります。

全国を見ますと、平成7年に全国の温泉旅

館は15,714軒あったんです。平成26年には13,278軒という風に減っています。

図の点線が宿泊者数の変化ですが、宿泊者数の最高が平成4年で143,246,266人だったのです。1億4千万人の方が温泉旅館に泊まっていた。温泉旅館にとって多分すごく景気の良い日々だったと思います。現在は平成23年が一番落ち込んでいます。これは東日本大震災で観光的な数値がかなり落ち込んでいて、異常値といえば異常値になってしまいます。

宿泊者数が減っているから旅館数が減っているというのが正しいのですが、上が全国、下が群馬県です。群馬県も棒グラフが旅館の数で、旅館の数としては平成5年の700軒が最高で、平成26年は613軒になっています。旅館は一つでも二つでも減りますと、その影響は非常に大きなものになります。上の点線が群馬県の温泉旅館の宿泊者数でなだらかに減少している。

こういった数値を見ますと、群馬県温泉協会では会員さんが温泉旅館の方が多いので私は胸が痛みます。かなり温泉旅館さんで宿泊者数が減っているのだと、このデータからは見て取れます。

群馬県の状況をもう少し見ようと思ひまして、全国に占める群馬県の割合を出してみました。平成元年は全国の宿泊者数の5.95%、ほぼ6%近い割合で群馬県の数はありませんでしたが、平成26年は全国で占める割合は4.35%です。全国の宿泊者数は減っているし、群馬県も減っているけれど、群馬県はちょっと減り方が厳しいのかなと、環境省が出している数値からは見て取れます。グラフ化すると良く分かりますが、平成元年の宿泊者数と平成26年度の宿泊者数の差は2,451,857人です。群馬県の人口が現在200万を割ったと言われてますが、26年間で245万人の宿泊者減があった。非常に厳しい数字です。

## 群馬県の湧出状況

さて、温泉の湧出の仕方には三つの湧出形態があります。一つ目が自然湧出泉、二つ目が掘削自噴泉です。自然湧出をしていないところでは掘削をするわけですが、非常に力があって湧き出してくるのが掘削自噴泉です。掘削したけれど水位がマイナスでポンプアップしないと使えないというのが、三つ目の動力揚湯泉です。

環境省も行政情報も、動力を使っているものと自噴のものという風に分けています。動力を使っているものはそのままの数値なのですが、自噴泉という中には自然湧出泉と掘削して自噴している掘削自噴泉の二種類がある。統計的な数字としてはこの自然湧出泉の欄は非常に見えにくいのです。自噴泉と動力泉、ポンプを使っているか使っていないかが環境省の分け方で、行政情報となっています。

この図は全国と群馬県で、赤の実線が自噴泉と言われるポンプを使っていない量です。青の線がポンプで揚げている量です。ですから先ほど示しましたように、一方的に湧出量は上がって近年横ばいかなという状況ですけど、それはほとんど青の点線のポンプで揚げている部分の変化を表していて、赤の自噴泉の部分ですね、自然湧出泉とか掘削自噴した量ですけど、それは横ばいに近い。そういった形で全国の変化は見て取れます。これは昭和49年からの統計で、全国は昭和49年から自噴泉よりも青の機械的にポンプアップしている方が多かった。

群馬県は湧出量がダラダラしていますが、平均してみるとちょっと減ってきているのかなという風に私の目に見えます。青の線が掘削泉で、掘削泉の湧出量は上昇しています。ポンプで揚げている量が上昇している。赤の線の自噴泉でポンプを使わないで湧出している量ですけど、段々下がってきている。平成16年にほぼ半々の関係になっております。ですから群馬県は現在ポンプを使って揚げて

いる量とポンプを使ってないで出している量がほぼ半々、それが群馬県の現在の状況でございます。

## 群馬県の源泉数

次は源泉の数の話です。平成20年度が群馬県としては源泉数464で、一番多かった時代だと思います。現在は455くらいです。

その平成20年度のデータでは、三分の一が自然湧出泉です。残りの7割が掘削したものです。掘削した井戸の割合を見ますと、偶然なのですが、掘削したものの中の3割が掘削自噴泉です。動力で揚げているものは7割です。動力揚湯泉、ポンプを揚げているものの数が半分で、自然湧出が約3割、掘削自噴が約2割ということで、自噴泉と言われるものが併せて5割です。群馬県は先ほどポンプを使っているものと使っていないものの量が等しいと言いましたが、源泉の数も、動力で揚げているものと揚げていないものとは偶然ですが、半々という状況になっています。

こういった状況になってからほぼそろそろ10年経ちます。このままのバランスで行くのかどうかは温泉のようなものは10年、20年のスパンで見るとは重要なことではありますが、10年くらいこんな感じで続いているというのが群馬県の状況です。

## 自然湧出泉が豊富な群馬県

私は非常に自然湧出泉にこだわっていますし、当協会の岡村会長も自然湧出泉にこだわっておられます。自然湧出泉で温度が25℃以上ある温かい自然湧出泉、温泉法でたとえばメタケイ酸で温泉というのはあるのですが、それはちょっとさておきまして、温かい温泉で自然湧出泉の分布というのは群馬県ではこのような分布、黄色い印で示してあります。5つの活火山に囲まれたところに自然湧出泉が集中的にあります。この温泉地は昔からある温泉地が多いです。

これは昨日皆さん行かれた法師温泉長寿館で、源泉湧き出しているところに湯船を作られていることで非常に有名です。

ここは昨日の湯宿温泉の湯本館、庭先に源泉、自然湧出の温泉があります。話はずれませんが、湯宿温泉の湯本館というのはNHK大河ドラマで『真田丸』をやっていると思いますが、沼田藩の真田家のお殿様がこの旅館を非常に愛してしまっていて、下屋敷、いわゆる別荘のように使っていたという歴史があります。そんな話もごございます。あまりそういうのを群馬県はPRが上手でなくて、『真田丸』というと長野県という話なんですよ。

この図は5つの活火山のところに自然湧出泉が多いということで、それを地質的に見ますと、第三紀の緑色凝灰岩類から湧出しているわけで、グリーンタフ型温泉と呼ばれることもあります。そういったところに集中的に自然湧出泉が見られます。

### みなかみ町と旧新治村の温泉

長島先生からこの新治村の温泉についてお願いしますということで、先ほどから持谷さんの話にもあったと思いますが、現在の平仮名の「みなかみ町」は、旧の新治村と月夜野町と漢字で書く水上町、二町一村が平成17年10月1日に合併して、平仮名のみなかみ町、群馬県利根郡みなかみ町ができたこととなります。

群馬県の市町村別の面積では第一位で、先ほど「みなかみ18湯」という話をなさっていましたが、18湯というのは宿泊施設があるという意味でございまして、温泉台帳で拾っていきますとこの平仮名のみなかみ町には27の温泉の名前と93源泉が出てきて、その中の旧新治村には13の温泉と28の源泉がごございます。

この図は旧の新治村にある温泉です。丸印が宿泊施設のある温泉ということで、昨日法師温泉を見られて、今猿ヶ京温泉にいらっしゃる。高原千葉村から昨日は川古温泉に行

かれましたか。赤岩温泉は湯宿温泉の猿ヶ京寄りに一軒あります。宿泊施設のあるところは6カ所です。

明治25年に発行された『上野鉱泉誌』というものがごございます。上野（こうずけ）ということで上州、群馬県のことですが、その当時も温泉についての記述がごございます。その中にあるのは法師温泉と生井林（なまいはやし）温泉ということで、括弧書きがあって一名「笹の湯」という風に書かれています。それで湯島ということで、私は「ユシマ」と思ったのですが、先ほど持谷さんの話を伺ってみると、「ユジマ」と濁るようですね。本によってはわざわざユジマと振ってあるものもあります。この三つの温泉の名前が明治24年の『上野鉱泉誌』に記載されています。それには法師温泉が42.5℃、湯島が59℃、生井林が、笹の湯ですけど、36℃と記載されています。

### 若山牧水『みなかみ紀行』をしのぶ

ここは若山牧水の『みなかみ紀行』の地です。群馬県の方は新聞でご存知だと思いますが、若山牧水の『みなかみ紀行』が映画になります。いつ興行になるか分かりませんが、『みなかみ紀行』が映画になるということ覚えておいてください。

若山牧水は10月22日の夜、法師温泉の長寿館に泊まって、翌23日に法師温泉をスタートし、笹の湯で昼食を召し上がって、湯宿温泉の金田館でお泊まりになったということになっております。

上の写真が法師温泉長寿館で、下の写真が湯宿温泉金田屋さんの「牧水の間」という蔵座敷が現在も残っております。

今年は10月23日に第5回みなかみ牧水まつりというのが開かれました。これはなりきりウォークという形で、当時の衣装を身につけてですね、三国街道、古い三国街道を歩くのです。23日の朝、法師温泉の長寿館で出発式をやっています。私も誘われてこれに出

ました。で、初めて草鞋を履きました。草鞋を履いたら痛くてすぐに悲鳴を上げるかなと思ったら、意外と足の裏が気持ち良かったので、びっくりしました。来年も多分これやると思うので、是非皆さん参加なさってください。

先ほども言いましたように、群馬県の温泉旅館の宿泊者数は落ちています。是非温泉旅館に泊まってですね、これに出たいと思います。すごく楽しいです。皆さん、うちでおじいさんやおばさんがお召しになった着物があったら、そういうものをぴったりにしてきてですね、一日そんな気分になってみられたらと思います。

### 猿ヶ京と湯宿温泉、ダム湖に消えた温泉

現在皆さんがいらっしゃる猿ヶ京温泉は、筐の湯という所、生井林温泉とも呼ばれた所です。これは自然湧出泉が1箇所、それから湯島、自然湧出泉が1、掘削泉が2ということで、4源泉あったようです。これは昭和34年にすぐそこにある相俣ダムの貯水池で赤谷湖と呼ばれています。昭和34年に竣工しています。水没した源泉は赤谷川沿いにありましたが、水没してから大きく高台の方に旅館が移りまして、現在7本の掘削泉を持って猿ヶ京温泉という温泉地が開けております。

ダムで自然湧出泉及び掘削泉、掘削泉と言っても本当に赤谷川沿いに軽く掘った程度のものでしたのですけれど、そういったものがダムで移転を余儀なくされた状況です。

これが現在の赤谷湖と源泉の位置です。ほとんどが赤谷川沿いであって、1本だけが西川沿いにあります。

湯宿温泉というのは若山牧水が訪れた時とほとんど変わっていない状況であると思いますが、自然湧出泉が5本あります。100メートルの間に5本すべて同じ泉質で、ナトリウム・カルシウム-硫酸塩泉と言われているのですけれど、あります。ちょっと離れたところに深代の湯というのが湯宿温泉ですが、

掘削泉ですがあります。

すぐ近くに赤岩温泉があります。他にも大峰温泉とか漣(さざなみ)温泉とかがありません。

最後になりますが、ダム湖に消えた温泉ということで、群馬県は全域がほとんど利根川水系になっていまして、ダムがございます。一番上の八木沢ダム、これは昭和42年に竣工して、湯の花温泉、旅館も一軒あったんですけど、これが水没しています。

次に藪原(そのはら)ダムということで、片品川を堰き止めておりまして、これは昭和41年に竣工しているんですけど、穴原温泉、大楊(おおよう)温泉、老神(おいがみ)温泉などの温泉があって、8本の源泉が水没し、現在老神温泉は15本の掘削泉で営業しています。相俣ダムは今お話しのとおりです。

一番下で八ッ場(やんば)ダムという風に読みますけど、これは自民党政権下ではゴーサイン、民主党でストップ、また現在ゴーサインということで、工事は進めております。既に昔の川原湯温泉の所はすべて国の土地になっておりまして、そこにありました7本の源泉のうち、5源泉は廃孔にされています。2源泉は新しく高台に移動する形で対応する、そういった形です。

このように群馬県は温泉資源県で、川沿いにあった温泉が水没していったという歴史もあるということのを是非皆さんもちょっと覚えておいていただくとありがたいです。

(浜田真之 記)

## 報告

## 60周年を迎える猿ヶ京温泉と周辺温泉地の観光状況

持谷明宏(猿ヶ京温泉旅館組合代表理事)

ご紹介頂きました猿ヶ京温泉旅館組合代表理事で当猿ヶ京ホテル代表取締役の持谷と申します。昨日また本日と当猿ヶ京温泉、三国温泉郷に御来訪頂きましてありがとうございます。

## 三国温泉郷の猿ヶ京温泉

当猿ヶ京というのは旧新治村の地区のひとつで、もともと三国街道に面しています。戦国時代は上杉謙信が十数回も三国街道あるいは清水越えを通して関東に来たと言われています。その三国街道沿いに発展した三国温泉郷ということになっています。

ちなみに猿ヶ京温泉ではこのように毎年10月に謙信の武者行列ということで、49歳未満の人で武者行列をさせていただいております。上杉謙信絡みの遺跡ですと「相俣のさかさザクラ」という県の天然記念物があります。これは桜の杖を持ち歩いていた上杉謙信が、桜の木の杖を逆さに指したところ、それが芽吹いてですね、このような桜が大木になったという話でございます。現在は木も折れてしましましてこういう状態になっておりますけれど、そういった上杉謙信の逸話も残っております。

また、この地区は文人墨客が訪れた地で、紀行文学の最高傑作と言われる若山牧水の『みなかみ紀行』に因んだみなかみ町の取り組みとして、10月22日にまず法師温泉に泊まりまして、23日に猿ヶ京温泉の笹の湯で、休憩と昼食を取っております。笹の湯から見上げるのが相生橋というところで、当時は木製の橋でございます。群馬県で二番目に高い橋ということです。『みなかみ紀行』の中で、相生橋のことをこう紹介しています。

「猿ヶ京の出外れた道下の笹の湯温泉で昼食を取った。相迫った断崖の片側の中腹にある一軒家で、その二階から斜め真上に相生橋が仰がれた。相生橋は群馬県で第二番目に高い橋だということである。切り立った断崖の真ん中どころに鏝のように架っている。高さ二十五間、欄干に寄って下を見ると肝の冷ゆる思いがした。しかもその両側の崖にはとりどりの雑木が鮮かに紅葉しているのであった。」

これが『みなかみ紀行』の「十月二十三日、笹の湯温泉のくんだり」です。現在はこのように湖の中に沈んでおりまして、その上に水管橋が建っているという状況になっています。これは今の国道の相生橋で、昔は馬に荷物を積んで人が歩いていた、こういう状況です。これが今の国道で、今工事していますので、皆さん、これから帰るとき止めさせられますけれど、今の相生橋はこういう状況になっております。

## 猿ヶ京温泉の昔

少し猿ヶ京温泉の昔についてご紹介したいと思います。かつて猿ヶ京温泉は、湖に沈む前は湯島温泉3軒、笹の湯温泉1軒の合計4軒の旅館がございました。湯島温泉で「奥利根赤谷溪谷湯島温泉略図」という風になっています。この湯本桑原館というのが、私どもの猿ヶ京ホテルの昔で、桑原茶舗とありますけど、沼田の利根信用金庫を作った桑原弥助さんの一族が持っていた桑原館という旅館だったのですね。ちょっと面白いなと思ったのは、「茶代御辞退」とあるのです。昔は宿で茶代というのを宿泊費以外に取っていたんだなということが分かります。この裏側です

が、「湯島温泉桑原館御案内」というふうにございます。

湯島温泉については、「上越線猿ヶ京温泉」なんていう言い方をしていた時期がありました。「新治村大字猿ヶ京湯島湯本桑原館」というこういったパンフレットも作っていました。この頃には私どもの一族の持ち物になっていまして、東京の高田馬場の平和ホテルというところもやっています、その宣伝を両方やっています。

こういう状態で湯島河原にあった木造の建物だったのです。これが昔の桑原館で、河原の近くで自噴していたのですね。これが湯殿になります。こちらが宿泊棟、湯殿の近くから自噴していました。ここが赤谷川で、ここにビーバーの巣みたいなちっちゃなミニダムみたいなものがある、川を堰き止めた水圧で川の下温泉溜まりを刺激して、自噴していました。このミニダムが流されてしまうと、水圧、圧力が下がってしまって、温泉が出ないというようなこともあって、大変苦労したという話を聞いております。

## 昭和30年代にダム湖に

これが昭和30年代にダムになって、湖と化してしまいました。それから猿ヶ京温泉ということになったわけです。その時に周辺の法師温泉や川古温泉、湯宿温泉の方々と新治観光協会というのを作りました。これは新治観光協会のパンフレットですね、こういうモーターボートに乗って、湖を開発した、そういう状態です。これはその当時の売り物で三国国道の展望ですとか、三国トンネルとか、こういったものを宣伝したということです。

これは湖上に移ったときの猿ヶ京ホテルのパンフレットで、こういう状態で木造三階建ての建物、座敷はこんな感じで、若山牧水の掛け軸なんか掛かっていますが、今はありません。

源泉の方はどうなったかと言いますと、湖に沈んで、四軒の旅館が共有泉ということで

井戸を掘って、槽がありますけれど、昔の温泉溜まりがこういう状態になっていて、人が立っているところが井戸です。ポンプ取り替えの工事の写真で、こういう状態で井戸になっています。

ポンプアップですから自噴ではありません。これが近くの分湯槽になっていまして、4軒の旅館に均等にお湯が行くように、4つの枡があって、垢(スケール)が溜まりますので、掃除をしている状態です。垢を取り除いて温泉を溜めて、溜まった状態がこの写真です。

ダムの管理事務所の近くに行きますと、この水の感謝碑というものに、民家25戸、旅館4戸、学校1校が水没しましたと出ています。水没したと言っても死んだというわけではなくて、沈んでしまったということです。ここに「持谷長一郎」とありますけど、これが私の祖父ですね、こういったような碑が建っております。

## 宿泊客数と日帰り観光客数

統計的な話に移ります。ちょっと辛い感じがしますが、みなかみ町で平成18年度が130万人、平成27年度が111万人、このところ111万人の宿泊客を確保している状況です。

みなかみ町は新治村、月夜野町、旧水上町が合併してできまして、この新治地区の入湯税の地区別の統計が出ております。入湯税ということですので、宿泊と日帰り入浴も入るわけですが、宿泊が150円、日帰りが50円で、こんな状況になっています。年々下がっているというような状況ですね。

これがみなかみ町の三地区を比較して、新治地区に関して言うと、平成18年度に比べて60パーセントくらいの入湯客というようになっています。宿泊、日帰りも含まれますので、その辺はちょっと分析してみないと分からないですが、そういう状況になっています。猿ヶ京温泉については平成21年

度から26年度、平成21年度が24万2千人の観光客、26年度が19万2千人の観光客、観光客ですから日帰り、宿泊両方入ってそういう状況になっております。

### 猿ヶ京ホテルの取り組み

少し当館の取り組みの宣伝をさせていただきます。昨日宿泊された方は昨日入っていた大浴場の別棟の建物、「民話の湯」という建物には、こういった状態で内風呂がこういう状況でソフトな簧の子が貼ってあります。露天風呂については赤谷溪谷の近くに作っています。

次に豆腐です。昨日豆腐料理でうんざりされた方もいらっしゃるかと思いますが、玄関の右奥に豆腐工場がありまして、豆腐工場で毎日200丁くらいの豆腐と豆乳、蒟蒻、湯葉などをつくって、お出しさせていただいております。

皆さんがご宴会なさっていたときに8時からのお餅つきと民話の語りがありました。私の姓は持谷なのですけれど、元々福井県の三国町の出身で屋号は「餅屋」という名前で餅屋与三太郎という船大工の家だとお墓の方に記されてございます。

後は民話の語りですね、これは当館の女大将ですが、篠笛と津軽三味線で看板をもらっていますので、是非次回は訪れていただきたいと思います。

60周年を迎えたというタイトルですので、大体猿ヶ京の温泉街が、ダムが出来て、温泉街が出来はじめたのが昭和31年くらいのこと。今年60周年という形で取り組みをさせていただきます。

### 猿ヶ京温泉の催しと取り組み

今猿ヶ京はですね、湖を利用して鯉のぼりの季節にカヌー、カヤックをやったりしております。

また水管橋からはバンジージャンプですね、実はウチの敷地の横でやるのですが、ご

入浴なさるような時間には止めてくださいね、と。もし入浴されている時間に嬌声が聞こえてきましたら、契約違反だということなのですが、こういう形でバンジージャンプなんかもやっています。

あと赤谷湖周辺、三国街道沿いと赤谷湖周辺の遊歩道でウォーキングロードも整備しまして、ウォーキングマップも作っております。

またこの春、湖畔の町の土地に九基の歌碑、句碑ですね、柳原白蓮さんですとかの句碑、歌碑を設置して、歌碑公園、若山牧水と与謝野晶子、歌の小径という形で今後も整備させていただきたいと思います。歌碑公園からの景色ですけど、こういう景色も見られません。

これには「唾液アミラーゼモニター」とありますけど、唾液中のアミラーゼでストレスのチェックをする機械です。ウォーキング、カヌーとかのアクティビティーの前後に唾液中のアミラーゼを測って、ストレスの状態をチェックするメンタルストレス事業です。

次に、「猿ヶ京エンデ」です。「エンデ」というのは歩いて行くというような方言なのですが、猿ヶ京エンデというようなことも商工会さんの助言を得て、やらさせていただいています。

今、みなかみ町の方がみなかみ町ヘルスツーリズムということで、今日も講習がありますが、やらさせていただいてまして、主にウォーキングですね、ウォーキングとみなかみフードラボ、町内産の食品を活かした食品ですね。ウチの場合は豆腐ですので、豆腐アイスとかそういったものを開発してまして、1月23日には東京丸の内でお披露目会をするということになっています。

そしてヘルスツーリズムの方も取り組みをさせていただきます。先日も山形県上山温泉さんの方にも伺って、勉強させていただきました。

## 「みなかみ18湯」としてのまとめ

この写真に映っている人たちはヘルスツーリズムの指導者になるべく勉強をしまして、凸版印刷さんですとか、日本ウォーキング協会さんの力を借りて、勉強しています。そういう取り組みをみなかみ町全体でしております。

みなかみ町全体で主だった温泉地を、その中には法師温泉さんや、川古(かわふる)温泉さんや、宝川温泉さん、上牧(かみもく)温泉さんも、当猿ヶ京温泉も入っていて、「みなかみ18湯」という言い方をしています。

その「みなかみ18湯」が先頃「温泉総選挙」で、懇親会の方でも話題になっていました「温泉総選挙2016」ということで、リフレッシュ部門第一位になりました。すごいですね、別府八湯とか四万温泉をおさえて第一位、審査員の先生もこの会場にはいらっしゃいますけれど、ありがとうございます。11月25日に表彰式がありますので、その時は堂々と胸を張って、お伺いしたいと思っております。

そういう形で猿ヶ京温泉及び三国温泉郷、「みなかみ18湯」として頑張っております。

(浜田真之 記)



## 書評①

## 石川理夫著：『本物の名湯ベスト100』

講談社現代新書 240頁 2016年12月  
定価 840円(税別)

久し振りに、温泉評論家石川理夫氏の新書版を手にとった。新書といえば、同氏が2003年11月に集英社新書から出版した温泉愛好家・マニアのバイブル本として未だに人気の『温泉の法則』を思い起こすが、今回の発刊も巷の個人的嗜好や一般の潮流を受けてのベスト本ではなく、温泉評論の完結編と言って良いだろう。

全国の温泉(地)を駆け巡り、およそ3,000もの温泉地からベスト100を選び、順位をつけることについて、恐らく著者自身も大いに悩んだに違いない。苦渋の選択を取って行ったのは温泉評論家としての集大成を意識させる。衰退する温泉(地)、インバウンドの号令下益々温泉文化がないがしろにされつつある今だからこそ、本書のような格調高いベスト本の価値が認められる。

名湯の選定基準にあたっては著者の鋭い観察力に加え、客観的な指標を用いている。またベスト100以外で紹介したい極上温泉地についても、キチンとその事由を述べ、コラムや別格として掲載している。著者は次の指標の総合で順位付けをしている。

- I 温泉そのものを評価
- II 源泉の提供・利用状況の評価
- III 温泉地の街並み景観・情緒を評価
- IV 温泉地の自然環境と周辺の観光・滞在ソフトを評価
- V 温泉地の歴史・文化・もてなしを評価

本書はまた、次の項目で楽しみ、温泉ユーザーの温泉力アップに寄与してくれる。「温泉を理解する」、「名湯を知る・味わう」の7つのコラムは読んで楽しい。また、全国名湯ベスト100マップを掲載し、指標I～V別に30位までランク付けしている。草津温泉は

果たして？私が最も愛してやまない屈斜路湖畔温泉群は？など、それぞれお気に入りの温泉(地)は何位になっているのか？もし本書に記載がない場合自分のベストではどうなるのか、など本書により自己ベスト温泉(地)を評価・確認できる。

本書では日本の名湯100を選定し、順位付けしている。一方、日本温泉地域学会は学術的見地(自然・歴史・文化・経営・景観)から全国の温泉地を北海道から順番に125選定し、『日本温泉地域資産』を刊行した。本書とこの学術冊子を比較参照することで日本の代表的な温泉(地)の素晴らしさをより具体的に理解できる。両方に選出された温泉地と自己ベスト温泉地と比較することにより、これまで探査・経験した温泉(地)が総合的に評価されることになる。そういう意味で、本書は『日本温泉地域資産』と相互に補完する貴重な資料としても位置づけられる。不幸にして記載されていない読者お気に入りの温泉(地)があるならば、本書を参考に自分なりの指標を新たに考えだすのも良いだろう。

本書を読み終わってある事に気づく。冒頭100位に位置付けられた屈斜路湖畔温泉群は小生にとってはベスト1に掲げてもおかしくないほどだ。このことは、温泉の魅力は人それぞれに違い、本書の5つの指標だけでは表せないということ。本書を読破することによってそのことが鮮明に整理されることになる。

本書は今様の“名湯ベスト100”となっているが、著者の本当の意図は、順位付けではなく、日本の「百名湯」そのものを表したかったのだと深読みするものだ。“温泉は地球の素敵な贈り物”を再確認させられた一書である。

(谷口 清和)

## 書評②

## 飯島裕一著：『温泉の秘密』

海鳴社 174頁 2017年2月  
定価 1,600円(税別)

著者の飯島裕一氏は、信濃毎日新聞編集委員で、主として医学、医療、健康問題に関わってきたが、この度発刊の『温泉の秘密』は、信濃毎日新聞の「くらし面」に、「温泉のヒミツ」として約2年間にわたり連載してきたシリーズをまとめ直したものである。著者にはこれまで、温泉関係では『温泉の医学』（講談社現代新書、1998年）、「温泉で健康になる」（岩波アクティブ親書、2002年）などの好著があり、温泉関係者、温泉愛好家にとってはよく知られた存在である。本書でも、著者は国内温泉地や欧州各地の健康保養地を訪ね、多くの研究者や温泉関係者に会い、取材を行って執筆している。その結果、本書は100枚以上の写真を収録し、さらに図や表を加えて全体として臨場感あふれる内容となっている。

目次は次の通りである。1章 効能をうたう温泉—その由来と根拠を問う、2章 五色の湯と七変化—にがり湯を追う、3章 温泉とは何か？意外と知られていない定義と分類、4章 放射能泉の真実、5章 湯治の原点—そして今、6章 発見伝説と日本三古湯、7章 信仰との関わり、8章 台湾の湯けむり、付録 1”源泉かけ流し“の周辺、2安全入浴の心得。

まず、1章では、温泉には美肌の湯、目の湯、傷の湯、子宝の湯など各地にあるが、医学的根拠のあるものもあれば、古くからの言い伝えや単なる宣伝に近いものまであることを述べている。2章では、黒い温泉、乳白色・乳青色の湯、青い湯、緑の湯、赤褐色や茶褐色の湯など、温泉の色の魅力について語り、その秘密(成因)を探っている。3章では、温泉と鉱泉、泉質名と適応症、酸性とアルカリ性の湯について基本的な解説を行っている。

4章では、微量の放射能の体への影響、効能、放射線ホルミシス説について、これまでの研究や阿岸祐幸・北海道大学名誉教授や温泉医学者、温泉療法医の助言を基にまとめている。5章では、湯治の現代的意義について、気候療法、欧州の温泉健康保養地(クアオルト)を例に挙げて述べている。6章では、開湯にまつわる伝説として、甘露寺泰雄・中央温泉研究所専務理事などの説を参考に、動物や高僧、武将が発見したとされる説について述べ、また、日本三古湯として道後温泉、南紀白浜温泉、有馬温泉について紹介している。7章では、おもに石川理夫・日本温泉地域学会会長の著書(『温泉の平和と戦争』彩流社、2015年)を引用しながら、温泉と信仰についてまとめている。8章では、実際に台湾の温泉地を訪ねて、日本の入浴様式との比較などを行っている。付録では、源泉の利用状況における問題点や入浴の心得について具体的に述べている。

このように本書は、温泉の定義、温泉の効能、温泉医学、温泉と信仰、温泉文化や歴史などについて、たいへん幅広く述べていて、最後まで読み終えると、文字通り「温泉の秘密」を探ることができたように思えてくる。

最後に、著者が、新聞記者・編集者らしく、「取材はルポに徹した」と述べているように、本書は、上述の阿岸、甘露寺、石川各氏の他、日本温泉気候物理医学会の久保田一雄、前田眞治各理事、日本温泉地域学会の徳永昭行、西村りえ各理事、谷口清和監事など、多くの専門家への取材を基にしていて、内容に信頼感が深まっている。温泉に関心をもっている多くの方々には是非、本書をお薦めしたい。

(長島 秀行)

## 学会記事

### ●日本温泉地域学会第29回研究発表大会・総会

すでに案内のとおり、2017(平成29)年5月28日(日)・29日(月)の両日、日本温泉地域学会第29回研究発表大会・総会を三重県津市榊原町の榊原(さかきばら)温泉にて開催します。榊原温泉は927(延長5)年に撰上された『延喜式』神名帳に「射(湯)山神社」が記載されている正真正銘の古湯で、清少納言『枕草子』能因法師伝本に「湯はななくりの湯、有馬の湯、玉造の湯」と記された「ななくりの湯」に比定されています。源泉はほのかに硫化水素香を放つアルカリ性単純温泉のすばらしい美肌湯のぬる湯で、大会会場・指定宿となる「湯元榊原館」の自家源泉かけ流し大浴場で存分に体感できます。

2010年秋の第16回白浜温泉大会以来久しぶりの関西地方での大会開催です。総会もありますので、ふるって参加のほどよろしくお願ひします。

### 日本温泉地域学会第29回研究発表大会・総会スケジュール

開催温泉地：三重県津市榊原温泉

〒514-1251 三重県津市榊原町5970

開催日：2017(平成29)年5月28日(日)・29日(月)

発表会場：榊原温泉「湯元榊原館」TEL.059-252-0206 FAX.059-252-1705

宿泊施設：湯元榊原館

懇親会場：湯元榊原館

視察会集合：5月28日(日) 12時25分 近鉄宇治山田駅前

受付：5月28日(日) 17:00～ 湯元榊原館

5月29日(月) 8:30～ 湯元榊原館

参加費：一般会員・賛助会員2,000円、学生会員1,000円、会員外1,000円

懇親会費：5,000円(学生3,000円)。学会指定宿泊施設を利用する場合、懇親会費は宿泊費に含まれています

宿泊費：学会指定宿を利用する場合、懇親会費・朝食込みの1部屋3名利用基本(4名の場合も)で一人当たり料金12,000円(消費税+入湯税込)です。なお、1名1室希望の場合は16,000円(同)、2名1室は13,000円(同)です

参加申込：参加者は4月28日(金)(必着)までに学会事務局振替口座宛に郵便振替で、参加内訳を記載して払い込んでください。

交通案内：集合場所の近鉄宇治山田駅に、視察会出発時間までに到着する鉄道の時刻は下記の通りです。

近鉄名古屋駅10:50発(近鉄名古屋線特急)→近鉄宇治山田駅12:13着

近鉄大阪難波駅10:40発(近鉄特急しまかぜ)→近鉄宇治山田駅12:18着

(注意：JR名古屋駅からJR「快速みえ」でJR伊勢市駅へ行く方法もありますが、JR伊勢市駅と近鉄宇治山田駅は徒歩10分ほどの距離です)

帰りは大会終了後、宿のマイクロバスで、名古屋方面の方は近鉄津駅へ、大阪方面の方は近鉄榊原温泉口駅まで送ります。

津駅15:47発(近鉄名古屋線特急)→名古屋駅16:37着

津駅16:04発(JR快速みえ)→名古屋駅17:07着

近鉄榊原温泉口駅16:07発(近鉄大阪線特急)→大阪難波駅17:27着

研究発表大会・総会に参加される会員は、以下の参加形態によって郵便振替で学会事務局振替口座宛に相当金額を4月28日(金)必着で前納してください。払い込みによって学会参加申し込みとします。また、本年度年会費(賛助会員:3万円、一般会員:4,000円、学生会員2,000円)もプラスして送金してください。その際、振替用紙の記載欄に振込額の内訳(年会費、宿泊費・参加費・懇親会費、1名1室または2名1室の場合はその旨など)を必ず記入ください。内訳が示されていないと、そのつど学会事務局が本人と確認をとるなど大変苦勞します。なお、大会・総会に参加されない会員も、同封の郵便振替用紙で本年度年会費を納入ください。

学会指定宿泊+学会参加:12,000+2,000=14,000円(学生:13,000円)

懇親会参加+学会参加:5,000+2,000=7,000円(学生:4,000円)

視察会・学会参加のみ:2,000円(学生:1,000円)

郵便振替口座番号:00190-6-462149

加入者名:日本温泉地域学会

## 日程

5月28日(日) 視察会、懇親会(湯元榊原館)

12:25 近鉄宇治山田駅前集合

12:30 宇治山田駅前をバス出発。マイカーの会員はバスの後を付いてきて下さい

伊勢神宮内宮～おはらい町・おかげ横丁～榊原温泉周辺散策(旧泉源地、射山神社ほか)

17:00 会場の湯元榊原館で宿泊・懇親会の受付

18:30 懇親会(湯元榊原館)

5月29日(月) 研究発表大会・総会(湯元榊原館)

8:30 受付

8:50～9:50 研究発表

9:50～10:00 休憩

10:00～10:50 講演Ⅰ

10:50～11:00 休憩

11:00～12:20 研究発表

12:20～13:10 昼休み 理事会開催

13:10～13:40 総会

13:40～13:50 休憩(公開講演に向けて準備)

13:50～14:30 講演Ⅱ

14:30～14:50 講演Ⅲ

\*近隣には飲食店がなく、希望される方にはお弁当(1,000円)を用意します。前日28日の宿泊・懇親会受付の際に申し込みください。

## 研究発表大会・総会プログラム

5月29日(月)

自由論題 発表時間：20分(発表15分、質疑5分)

座長：古田靖志(下呂発温泉博物館)

8：50～ 9：10 鈴木 品(別府大学)：「上海『大江戸温泉物語』のパクリ問題と近年変化する中国温泉観光の展開に関する考察」

9：10～ 9：30 齊藤雅樹(東海大学)：「別府 ONSEN アカデミアに見る温泉地振興」

9：30～ 9：50 浜田眞之(国際温泉研究院)：「ナウハイム議定書とその後の各国の温泉分析」

9：50～ 10：00 休憩

講演 I

10：00～ 10：50 中島尚子(環境省自然環境局温泉地保護利用推進室室長)：「環境省における温泉地活性化に向けた取り組み」

10：50～ 11：00 休憩

自由論題

座長：山田 等(聖徳大学)

11：00～ 11：20 古田靖志(下呂発温泉博物館)：「“療養泉に該当しない温泉”の泉質名や適応症の表記の現状と課題」

11：20～ 11：40 甘露寺泰雄(公益財団法人中央温泉研究所)：「温泉に関する用語の正確な理解の重要性について」

11：40～ 12：00 石川理夫(温泉評論家)：「『湯治』という用語の登場と使用概念の変化」

12：00～ 12：20 松田法子(京都府立大学)：「近世温泉町の建築と景観、文化空間---熱海を中心に」

12：20～ 13：10 昼休み 理事会開催

13：10～ 13：40 総会

13：40～ 13：50 休憩

講演 II・III(公開)

司会：池永正人(長崎国際大学)

13：50～ 14：30 森 康則(三重県保健環境研究所主査研究員)：「三重県における温泉研究—温泉資源の保護と活用—」

14：30～ 14：50 前田眞治(国際医療福祉大学)：「榊原温泉の医学的効用」

- 上記の榊原温泉での自由論題発表者は、大会要旨集ワード原稿(図表を含めて各見開き頁：一頁はタイトル・発表者氏名・肩書を含めて40字詰×40行見当)を4月15日(土)までに編集委員会(編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp)宛にメール添付で送付してください。

- 春(例年5月下旬)と秋(例年11月下旬)の研究発表大会で自由論題の研究発表を希望される会員は、春の大会では2月1日までに、秋の大会では8月1日までに事務局宛に簡単な発表要旨をつけて申し込んでください。この期限を過ぎると、大会プログラムを作成して学会記事に掲載する締切に間に合わなくなりますので、よろしくお願ひします。

同時に、研究発表予定者は大会要旨集作成のため、上記のように発表要旨原稿を各大会開催日の遅くとも1カ月以上前(春は4月15日、秋は10月15日まで)には編集委員会宛に送付し

てください。

- 今年も第14回草津温泉観光士養成講座を草津町後援のもと、10月5日(木)・6日(金)・7日(土)午前中まで2日半の日程で開催します。例年9月下旬に開催してきましたが、草津町の9月のイベントスケジュールが詰まっており、受講者が参加しやすい週末を加えた日程調整の結果、10月第一週後半の開催となったものです。受講受付先は草津町観光課です。講座の詳細い内容等は今後学会ホームページにて案内します。
- 今秋開催する第30回研究発表大会の開催地と開催日が決まりました。開催地は栃木県那須塩原市塩原温泉郷、開催日は11月26日(日)・27日(月)です。

詳細は9月25日刊行予定の『温泉地域研究』第29号に掲載します。また、それ以前に学会ホームページにて第二報を案内します。研究発表を予定されている会員は、次号第29号の学会記事掲載に間に合うよう8月1日(火)までに事務局まで発表タイトルと簡潔な要旨を添えて申し込んでください。なお、研究発表申込みは常時受付けています。
- 日本温泉地域学会第28回研究発表大会は、2016(平成28)年11月20日(日)・21日(月)の両日、群馬県みなかみ町の猿ヶ京温泉にて猿ヶ京ホテルを会場に開催されました。75名(うち会員66名)が参加する盛況の大会でした。天候に恵まれ、視察会には60名以上が参加。人気温泉地の入浴体験もあり、二班に分けてもさばくのが大変な状況でした。

第一日目の懇親会では地元みなかみ町の岸良昌町長、群馬県温泉協会の岡村興太郎会長からあいさつをいただきました。大会の開催準備に尽力された飯出敏夫実行委員長、協力いただいた川古温泉の林泉代表取締役、大人数の視察を受け容れてくださった法師温泉、湯宿温泉の皆様に御礼申し上げます。
- 先の第27回研究発表大会・総会で採択した熊本地震の大会宣言にもとづき、支援カンパを届けた東海大学から礼状が届いていますので、報告します。
- 次号の学会誌『温泉地域研究』第29号(9月25日刊行予定)への論文・研究ノート・温泉裁判例研究・書評・資料・温泉地情報などの原稿を募集します。必ず投稿規程・執筆要領(学会ホームページに掲載)に従い、これまでの学会誌を参考にして、直接編集委員会(編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp)宛に原稿送付状とともに本文ワード原稿ならびに掲載図表・画像等は別途添付(本文はレイアウト指定のみ)にて送付してください。

投稿規定や学会誌のフォーマットに適さないかたちで作成された図版を本文ワード原稿に貼り付けた状態で送付されると、修正が困難で編集処理作業も大変です。

原稿は常時受付けていますので、常に早めの投稿・送付をお願いします。なお、第29号への原稿送付締切は7月15日(土)必着です。論文と研究ノートは、査読を受けてパスしたのから順次掲載します。会員の積極的な投稿を期待します。
- 学会事務局では、創刊第1号から前号第27号までの学会誌『温泉地域研究』バックナンバーをすべて取りそろえています。バックナンバーを希望される会員は事務局までファクスにて申込みください。頒価は一冊1,500円(送料別)です。
- 住所を変更された会員は住所変更届を必ず学会事務局へファクスまたはメールにて送ってください。郵便局には住所変更届けを出しても、学会誌はメール便にて発送していますので、毎月「移転先不明」で複数戻りがあり、再発送に手間どっています。
- 学会ホームページでは、学会ニュース、大会案内、温泉観光士養成講座開催案内などをたえず最新のものに更新しています。会員はふだんから閲覧するようお願いいたします。

# Journal of Studies on Spa Region

No.28  
2017.3

## contents

### Articles

- Study on Old Photographs of Unzen Hot Spring in Meiji Era and its Practical  
Use for Tourism ..... Toshinao OKAYAMA, Yasuhisa NAKAMURA ( 1 )  
Relationship between Administrative Lawsuits and Protection of Hot Spring  
Resources in Non-permission Disposal of Hot Spring Drilling ..... Hirokazu NUNOYAMA (13)

### Research Notes

- Tourism Development with Hot Spring Facilities at Chiang Mai Prefecture, Northern Thailand  
..... Tatsuo URA, Takaaki KOBORI, Anawut CHOOSUP, Pantira SIGTAIPOB (23)  
French Thermalisme – Current Situation and Issues ..... Yasuko JOUANDEAU (31)

### Case Study

- A Case in which a Means of Explicit Acknowledgement of Right to Supply of  
Hot Spring Water as a Claim was Approved ..... Keisuke SHIMIZU (39)

### Lecture and Report

- Situation and Characteristics of Hot Spring Resources in Gunma Prefecture ..... (47)  
Tourism Situation of Sarugakyo Hot Spring which Celebrates its 60<sup>th</sup>  
Anniversary and Surrounding Hot Springs ..... (52)

### Book Reviews

- Michio ISHIKAWA [Japan's Real 100 Best Well-known Hot Springs]  
..... Kiyokazu TANIGUCHI (56)  
Yuuichi IJIMA [Secrets of Hot Spring] ..... Hideyuki NAGASHIMA (57)

- Notes and News ..... (58)